

令和2年12月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

令和2年12月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和2年12月4日（金） 午前9時00分 開会

8番 柳生 仁 議員

（1）災害に強い村づくりを

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第 1号 中川村議会議員及び中川村長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の制定について
日程第 5 議案第 2号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第 3号 中川村キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第 4号 令和2年度中川村一般会計補正予算（第9号）
日程第 8 議案第 5号 令和2年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 9 議案第 6号 令和2年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第10 議案第 7号 令和2年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第 8号 令和2年度中川村下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第12 一 般 質 問

3番 松澤文昭 議員

- （1）中川村消防団組織のあり方と消防団活動の今後の方向づけ及び消防団改革について（P a r t 3）

7番 桂川雅信 議員

- （1）坂戸橋は満身創痍。行政として重量規制、速度規制を実効あるものとする取組の強化をすべき
（2）上水道施設の更新事業は地域の実態に見合ったものとするべき
（3）村の緊急時避難施設の整備について
（4）アンフォルメル美術館、天体観測施設、ハチ博物館は交流施設の視点から運営を見直すべき
（5）陣馬形山山頂付近の露頭の保全措置と景観資源・文化財ガイドのしくみづくりを訴える
（6）次期村長選挙への宮下村長の意見を聞きたい

6番 中塚礼次郎 議員

- （1）コロナ禍での事業運営と対応について
（2）安全な道路整備のための改良・舗装工事に伴う地元負担について

5番 松村利宏 議員

- （1）長野県議会議員の議員提出議案「尖閣諸島の有効な支配を求める意見書」について
（2）ゼロカーボンについて

出席議員（10名）

- 1番 片桐邦俊
- 2番 飯島寛
- 3番 松澤文昭
- 4番 大原孝芳
- 5番 松村利宏
- 6番 中塚礼次郎
- 7番 桂川雅信
- 8番 柳生仁
- 9番 鈴木絹子
- 10番 山崎啓造

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	片桐俊男	総務課長	中平仁司
地域政策課長	松村恵介	住民税務係長	湯澤理知子
保健福祉課長	菅沼元臣	産業振興課長	宮崎朋実
建設環境課長	小林好彦	環境水道室長	松澤広志
教育次長	桃澤清隆		

職務のために参加した者

議会事務局長 井原伸子
書記 座光寺てるこ

令和2年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和2年12月4日 午前9時00分 開会

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから令和2年12月中川村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

ここで村長の挨拶をお願いいたします。

○村長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

11月27日、第3回臨時会に引き続き中川村議会12月定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれ御多用の中、全員定刻に御参集をいただき、誠にありがとうございます。

一年は早いもので、年末まで1か月を切りました。

2月から感染の広がりを見せ始めた新型コロナウイルス感染症により、様々な事業の自粛、学校行事の大切な節目である卒業式、入学式の従来にない形での開催、閉校による自宅学習から分散登校を教育現場では児童生徒及び学校教職員が経験をいたしました。

気候変動という認識は疑いなく全ての人々が持つ時代ですが、象徴的と言える梅雨というより異常な長雨と三六災害の総降雨量を超える大量な降雨を私たちは経験をし、本村を含む南信地域も7月豪雨災害を経験してまいりました。もはや気候変動を超え気候危機というべき時代に入っている実感があります。

未知のウイルスは全世界で急激に感染を広げ、日本においても全国に広がる感染、第3波は最も大きく、一旦終息に向かうのではと思ひ込んだ私たちの思いをいともたやすく壊し、回復に向かおうとする経済活動を再び封じ込めようとしております。

伊那公共職業安定所の業務報告によりますと、10月の月間有効求人倍率は、全国1.04倍、長野県1.03倍に対し、伊那0.84倍とけんか最低となっております、最も落ち込んだ7・8月期から持ち直す兆しはあるものの、深刻な状態が続いております。

令和2年度の新規高校卒業者の求人、求職、就職の状況は、求人数516人で前年同期に比べ96人、15.7%減少をしました。新型コロナウイルス感染症の影響で、求人事業所数、個々の事業所でも求人数が減少したため、全体として大幅な求人減になっていると考えられています。

産業別状況では、求人全体の58.5%を占める製造業が前年同期18.8%の減少、医療・福祉業が全体の7.6%で前年比11.4%減、卸・小売業が全体の7.4%で前年比15.6%減、運輸・郵便業が全体の4.6%で前年比24.2%減と、軒並み減少を続けてお

ります。全体の13.2%を占める建設業は、公共事業等の下支えもあり11.5%の増加とはなっていますが、発注が終われば減少に転じることも予想され、雇用情勢は全業種にわたって非常に厳しい状況が続いております。

求人拡大は、冷え込んでいる労働市場を再び活発化させ、雇用の安定、さらには就職活動を手控えておられる多くの人材参入を促す好循環につながることから、求人確保、拡大に係る御協力のお願いを事業主の方々に宛てて上伊那郡8市町村長連名で依頼を行っております。

第3波の波は上伊那地方にも及び、11月7日以降、連続して発症者が報告されております。本日も2名の感染報告がされましたが、濃厚接触者を追跡しPCR検査250検体余を行ったところ、終息に向かうものとの判断を上伊那振興局はしておるといふ情報も伝わってきております。直近の1週間の感染者数が引上げの基準となる18人を超えていないことから、警戒レベルは3に据え置いておりますけれども、誰もが感染する可能性がある状態は依然として続いていることに変わりはなく、感染予防の基本を守る生活を続ける必要があると感じております。

本日の会議には、中川観光開発株式会社の経営状況についての報告等2件、そして公職選挙法改正に伴う村議会議員及び村長選挙に関する新設条例1件と現行条例改正案2件の合計3件の条例案件と一般会計及び特別会計補正予算並びに水道・下水道事業会計補正予算の予算に係る議案5件について御審議をいただきます。

補正予算につきましては、給与改定等に伴う人件費の補正のほか、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大を踏まえて、地方創生臨時交付金の用途を変更し、急ぐべき感染症予防対策予算など、当面必要な予算措置を盛り込んでおります。

何とぞ、慎重な御審議の上、全員の御同意を賜りますようお願い申し上げます。定例会開会の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により2番 飯島寛議員及び3番 松澤文昭議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

では、過日行いました議会運営委員会について報告いたします。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日12月4日から10日までの7日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、議案第1号から議案第3号までの条例案件、議案第4号から議案第8号までの各会計補正予算、以上については上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までをお願いします。

引き続き一般質問を行います。

7日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、全員協議会を行います。

8日は委員会の日程としますので、その中で付託案件の委員会審査をお願いします。

9日は議案調査とします。

最終日の10日は午後2時から本会議をお願いし、陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願ひしまして、報告とさせていただきます。

○議長 お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から10日までの7日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10日までの7日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査及び定期監査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、御了承願います。

次に、去る9月定例会において可決された種苗法「改正案」の廃案を求める意見書、上伊那地域の高校再編に関する意見書、上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係各機関へ提出しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会までに受理した陳情については、議会会議規則第92条の規定によりお手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、村長から行政報告の申出がありました。

報告第1号及び第2号について説明を求めます。

なお、報告第1号の中川観光開発株式会社の経営状況については、後ほど時間を取り細部についての説明を受ける予定ですので、御承知おきください。

まず、報告第1号の説明を求めます。

次に、報告第2号の説明を求めます。

○産業振興課長 報告第1号 中川観光開発株式会社の経営状況についてを御説明いたします。

本件は、地方自治法の規定に基づき同社に係る第50期の営業報告及び決算並びに第51期の事業計画について報告するものです。

報告書にありますように、新型コロナウイルス感染症による社会経済の混迷が続く中で、中川観光開発株式会社の第50期決算は、最終損益マイナス1,146万円と第32期以来の1,000万円を超える大幅な単年度赤字となり、売上高も1億1,385万円で、過去最低を更新する結果となりました。その最大要因は、新型コロナウイルスの感染

拡大が始まった2月下旬以降の宿泊、宴会の相次ぐキャンセルによる予約の壊滅的な減少と、その後、4月13日から6月30日までの自粛休業によるもので、その影響は、売上げにして対前年比で3,400万円に上りました。

資金面については、コロナ禍による売上げ減少で期末に資金ショートすることが予想されたため、有利な制度資金を利用し、4月と5月に計3,000万円の借入れを行いました。

従業員の雇用については、自主休業中も雇用を維持できるよう国の雇用調整助成金や雇用保険法の臨時特例法による給付金、また小学校等休業対応助成金の申請も行い、できる限り従業員の雇用と収入の維持を図りました。

第51期においては、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止策を徹底し、お客様と従業員の安心・安全を第一に、時として再度の休業もいとわない姿勢で挑み、その上で、できる限り収益を確保して、経費節減に努めてまいります。

具体的には、近年頻発している台風等による自然災害も考慮し、望岳荘は災害時避難施設としての重要な役割もあることから、村と密接な協議を進めながら、コロナ禍終息後を見据えた経営方針の抜本的な在り方の見直しを進めてまいります。

また、資金面については、経営基盤強化策として第三者割当てによる募集株式の発行を行い、資金面の強化を図ります。

村といたしましても、村内観光の中核としての機能をより発揮できますよう、引き続き各方面からの御支援をお願い申し上げて、この場での説明とし、詳細につきましては席を改めて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長 報告第2号 専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について別紙のように専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決番号第15号、令和2年11月30日専決です。

損害賠償の額の決定及び和解について。

西原地籍における車両破損事故に係る損害賠償の額を次のように決定し、和解したものであります。

事故発生日時は、令和2年10月18日午後2時30分頃。

事故発生場所は、片桐西原地籍。

相手方の住所、氏名は記載のとおりで、被害車両はスピードスプレーヤーです。

事故の概要は、村道から果樹園に侵入できるように村管理の用悪水路が暗渠となっている箇所において当該車両が侵入した際に路面が陥没して前輪が脱輪し、前輪及び運転席周辺が破損したものであります。

損害賠償額は3万600円です。

以上、報告いたします。

○議長 これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 中川村議会議員及び中川村長の選挙における選挙用自動車の使用等の公費負担に関する条例の制定について

を議題とします。

○総務課長

提案理由の説明を求めます。

それでは、議案第1号について提案説明を申し上げます。

新設の条例であります。

提案理由は、公職選挙法の一部改正によりまして町村議会議員選挙及び町村長選挙において選挙運動用の自動車の使用、ポスターの作成及びビラの作成が選挙公営の対象となることから、当村の選挙において必要な事項を定めるものであります。

条例の内容ですが、第2条から第5条までは選挙運動用自動車の使用に関する規定で、第2条では候補者1人当たり1日当たりの公費負担の範囲、第3条ではいわゆるハイヤー業者やその他の者との有償契約を締結して選挙管理委員会に届け出ること、第4条では契約の内容ごとの1日1台当たりの公費負担限度額と支払いの手順、第5条ではハイヤー方式とそれ以外の方式の両方の契約がある場合はどちらか一方を候補者が指定することをそれぞれ規定いたします。

なお、第4条に定める契約の内容ごとの1日1台当たりの公費負担限度額は、ハイヤー方式が6万4,500円、車両の借入れが1万5,800円、燃料の供給が7,560円、運転手の報酬が1万2,500円とします。これは公職選挙法等に定める上限額であります。

第6条から第8条は選挙運動用ビラの作成に関する規定で、自動車の使用の場合に準じて規定いたします。ビラ1枚当たりの作成単価の上限は法定上限の7円51銭とします。

第9条から第11条は選挙運動用ポスターの作成に関する規定で、ビラの場合に準じて規定いたします。ポスターの1枚当たりの作成単価の上限は525円6銭に掲示場の数を乗じた額に31万500円を加え、その合計額を掲示場の数で除した金額といたします。これも法定上限であります。

条例の施行は公布の日からとし、それ以降の期日を告示される選挙から適用いたします。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○住民税務係長 議案第2号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、来年1月1日付の地方税法施行令の一部改正で個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直し等が公布されることに伴い、中川村国民健康保険税条例の一部改正を行うものであります。

例規集は第1巻2051ページからになります。

お手元にお配りしてあります議案第2号資料2に沿って御説明いたしますので、条例及び新旧対照表と併せて御覧ください。

今回の改定は、第23条の国民健康保険税の減額に係る改正であります。

国民健康保険税の軽減判定に係る算定基礎額を33万円から43万円に引上げ、さらに被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるというものであります。

附則第2項の改定は、施行令の改正に合わせて軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備であります。

施行期日は令和3年1月1日となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 中川村キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長 議案第3号 中川村キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

提案理由は、陣馬形の森公園内のキャンプスペースの管理を指定管理者に行わせるとともに、キャンプサイトの利用については有料とするため、本案を提案するものです。

例規集、第2巻1181ページの中川村キャンプ場条例、第2条の表、桑原キャンプ場の位置の欄中「7,124番地」を「7124番地」に改め、同表に「陣馬形キャンプ場」「中川村大草1649番地の1のうち村長が指定する範囲」を加えます。

また、1184ページの別表について、桑原キャンプ場、陣馬形山キャンプ場の利用料金を明記します。

内容は、陣馬形山キャンプ場の有料化を来年度から予定しており、管理を指定管理者が行うこととしています。

また、利用料金の設定については、近隣のキャンプ場利用料金を基に設定できるものとし、キャンプ場全体を占有する場合の料金も併せて設定するものです。

この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用します。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番 (柳生 仁) いよいよ陣馬形山のキャンプ場が指定管理になるってということで、ますますきれいになってうれしいかと思っておりますけども、この中で、避難小屋の使用料でもって、桑原ですか、1人150円になっておりますけども、避難小屋の使用、この目的がよく分からないで、教えてください。

○産業振興課長 柳生議員の御質問についてお答えいたします。

避難小屋につきましては、そちらに記載がありますように1人150円を下限として、上限を450円とさせていただきます。

桑原キャンプ場につきましては、避難小屋について、キャンプの避難という目的もございまして、万が一のために一般の方がそちらにも宿泊をできるとか、そういった利用を想定しまして、今回設定をさせていただきました。

以上であります。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

○8番 (柳生 仁) 桑原のキャンプ場、避難小屋の利用っていう多がおるっていう話でございまして、陣馬形山のキャンプ場も、たまたま避難小屋の中でもって、ひどいのは中へテントを張って利用しております。こういったものについてはどのように考えておられるかお聞きします。

○村長 今現在は、避難小屋は避難の緊急の場合ということでお願いをしておりますけれども、スペースが非常ににぎわったときには、今、足の踏み場もないような状態が生まれておるわけでありまして、やむなく張っておる例もあるかと思っております。したがって

して、将来的には、これはあくまで避難小屋ですから、何かあったときに緊急避難、落雷ですとか、避雷針も備えておりますので、そういう目的に使っていただくということをお話を前提にして、指定管理者にはそのあたりの管理もきちんとできるようにお願いをしていきたいと、このように将来は考えております。

○議 長 ほかには質疑ありませんか。
○7 番 (桂川 雅信) 質問というよりも要望なんです、陣馬形山の委託と有料化については、元から話がありましたので、村民の多くの方が要望してきた内容ですから、私も賛同しますが、有料化そのものがキャンプ場の利用上のモラルの向上にはつながらないということだけは申し上げておきたいと思っております。こういったところの公園の有料化をしても、実はモラルが低下するときもたまにあります。それは、中には金を払ってんだからいいじゃないかという議論があって、以前よりもひどくなったというところも全国的には幾つかありますので、そういう目で見えていただいて、むしろ、ここのキャンプ場は県立公園内ですので、県立公園としての使用、利用の仕方を、特に環境保全的な立場からキャンパーに指導してもらうように指定管理者に強く要望していただきたいと思っております。指定管理者の運営方針の中にも、そういったキャンプ場の自然保護、自然保全について、ぜひ、きちんと方針の中に入れていただくように強く要請をしていただきたいと思っております。

○村 長 指定管理者については、今おっしゃったような問題、きちんと具体化をするということ、実は、指定管理者の管理の下にこのキャンプ場を管理していくという前提で、今、地域おこし協力隊員の隊員を募集しております。十分、今、四徳のキャンプ場等で成功されている方の指導もいただきながら、議員御指摘の点についてはきちんと守っていき、また指定管理者にそれはきちんと伝えていきたいというふうに思っております。

○議 長 ほかには質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
お諮りします。
日程第7 議案第4号 令和2年度中川村一般会計補正予算(第9号)
日程第8 議案第5号 令和2年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第9 議案第6号 令和2年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第10 議案第7号 令和2年度中川村水道事業会計補正予算(第2号)

日程第11 議案第8号 令和2年度中川村下水道事業会計補正予算(第2号)

以上の5議案について議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第7 議案第4号から日程第11 議案第8号までを一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 それでは、初めに議案第4号 令和2年度中川村一般会計補正予算(第9号)について御説明をいたします。

今回の補正予算は、歳入では村税及び国県補助金等の収入見込みによる補正、起債計画の変更による起債の増額等、歳出では職員等の給与改定及び人事異動に伴う給与費の補正、新型コロナウイルス感染症対策関連予算の補正のほか、予算の執行状況及び今後必要な予算について所要の補正を行うものであります。

それでは議案書に沿って御説明をいたします。
初めに、第1条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算額にそれぞれ3,930万円を追加し、総額を47億4,780万円とするものであります。

第2条 地方債の追加、廃止及び変更は、第2表 地方債補正によるものであります。

1ページから3ページ、第1表 歳入歳出予算補正は、款項別の補正額及び補正後の予算額であります。

4ページ、第2表 地方債補正であります。追加と廃止の村道改良事業、陣馬形山頂線は、辺地計画の見直しにより当該路線を辺地の対象区域に組み入れたため、過疎対策事業債から交付税措置のより有利な辺地対策事業債に変更するもの。

村道維持管理事業、交付金事業、舗装修繕は、今年度、国の社会資本整備総合交付金の配分がなかったため事業見送りにより廃止をするもの。

5ページの変更は、公共土木施設等災害復旧事業債の追加補正のほか、表にあります9事業について計画事業費及び起債借入額の変更に伴い限度額の調整を行うもので、全体で3,490万円を増額するものであります。

続いて事項別明細書について御説明をいたします。

8ページ、歳入からお願いします。

1款 村税は、課税実績及び収入見込みによる補正で、村民税、固定資産税、軽自動車税、合わせて146万9,000円の減額。

9ページ、交通安全対策特別交付金は、本年度の交付額の決定により26万1,000円を追加するもの。

10ページ。

16 款 国庫支出金であります。国庫負担金の児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費は施設型給付費で、対象児童の増に伴う増額。

社会福祉費負担金は、給付対象者と給付見込額の増による障害者自立支援給付費と医療給付費に係る国庫負担金の増額。

公共土木施設災害復旧費負担金は、10月に発生をいたしました村道中組陣馬形線災害復旧事業に係る国庫負担金であります。

国庫補助金、土木費補助金は、今年度、村道舗装修繕事業に係る国の社会資本整備総合交付金の配分がされなかったため1,160万円を減額するものであります。

11 ページ。

17 款 県支出金。

県負担金の児童福祉費負担金と社会福祉費負担金の増額は、先ほど御説明をいたしました国庫負担金と同様に県負担分を増額するもの。

農業費負担金の減額は、多面的機能支払交付金の交付決定に伴う減額で、資源向上支払・長寿命化交付金の減額が主なものであります。

県補助金及び委託金は、予算書の記載をしてございます各事業及び事務費等について、それぞれ交付額の決定により補正をするものであります。

12 ページ、19 款 寄附金のふるさと応援寄附金は、収入見込みにより150万円を増額。

13 ページ、22 款 諸収入、雑入の公有建物災害共済金6万4,000円は、陣馬形キャンプ場の給水ポンプ制御盤の落雷事故に対する共済金であります。

14 ページの23 款 村債は、先ほど御説明をいたしました地方債借入額の変更に伴う補正で、全体で3,490万円の増額であります。

続いて歳出について御説明をいたします。

なお、給与改定及び人事異動に伴う給与費及び規定予算の軽微な補正については説明を省かせていただきますので、お願いします。

15 ページからお願いします。

1 款 議会費、需用費17万6,000円は、議会だより特集号の印刷代の追加。

16 ページ。

2 款 総務費であります。文書広報費、電子化推進事業、合計181万2,000円は公共施設無線LAN等ネットワーク整備に係る予算の追加で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業により既に予算計上してあります公共施設に加えて、保育園と新たに整備をいたします交流センター等へのネットワーク環境整備を行うものであります。

財産管理費90万円の減額は、新型コロナの影響により出張等が減ったことによる公用車燃料費の減額が主なものであります。

17 ページ。

企画総務費の負担金、補助及び交付金75万円は、先日の全員協議会で御説明をいたしました上伊那広域連合が実施をいたします高速バス事業者に対する感染防止対策支

援に係る負担金の追加。

ふるさと応援寄附金関連事業は、ふるさと応援寄附金の増に伴う返礼品等、経費の増額。

地域おこし事業の需用費と原材料費は、地域おこし協力隊活動費の補正でございます。

18 ページ。

諸費、防災対策費の負担金590万円は、今年度、村内2か所に整備を進めております貯水機能つき配水管設置工事について、配管工事や造成工事の増に伴い水道事業会計への負担金を増額するもので、財源は過疎債を充当するものであります。

特定目的基金費の積立金は、ふるさと応援寄附金の増額分150万円を地域づくり基金へ積み立てるもの。

19 ページの戸籍住民基本台帳費の備品購入費72万7,000円は、マイナンバーカードの交付促進に対応するため、申請補助端末機器等を増強するものであります。

統計調査費の国勢調査費の予算は、予算の組替えであります。

続いて20 ページ。

民生費であります。社会福祉費、社会福祉総務費の障害者支援事業、補助金63万円は、障がい者にやさしい住宅改良促進事業に新たに1件の申請があり追加をするもの。

扶助費は、先ほど歳入で御説明をいたしましたとおり、障害者の自立支援給付費や厚生医療給付費等の増により2,525万3,000円を追加するもので、主な要因は施設療養者の増、厚生医療は生保世帯の高額医療に対する給付等が増えたものであります。

21 ページ。

障害者施設管理費は、今年度整備を進めております地域活動支援センターについて既設浄化槽の取替工事が必要になったため工事費459万8,000円の増額と、開所が当初予定より遅れるため管理運営業務委託料と使用料を減額するものであります。

老人福祉費、老人福祉事業の補助金44万円は、高齢世帯住環境改善補助金の申請件数の増に伴う増額。

後期高齢者医療運営事業は、県負担金の前年度精算分の増による追加であります。

老人福祉施設管理費30万8,000円は、いわゆり荘の漏水の修繕費。

児童福祉費の交付金201万2,000円は、村外保育施設利用者の増に伴う施設型給付費の増額であります。

23 ページ。

保育所費の工事請負費96万8,000円と備品購入に92万3,000円は、新型コロナ交付金事業により片桐保育園未満児室の改修と片桐、みなかた、両園の備品類を整備するものであります。

子育て支援事業は、つどいの広場バンビーノの管理運営費であります。工事請負費と備品購入費は、同じく新型コロナ交付金事業により授乳スペース等飛散防止フィルム工事と備品類を整備するものであります。

24 ページ、4 款 衛生費の水道事業費は、給水管工事に係る負担金の追加。

25 ページの予防費、予防事業の備品購入費 12 万円は、非接触式体温検知器の追加購入費。

補助金 100 万円は、先日の全協で御説明をいたしましたものでありますが、年末年始を控えて村外から帰省する若者や成人式への出席者、また村内の医療・介護施設等従事者が自費で行う新型コロナウイルス感染症の抗原検査、PCR 検査費用に対して補助を行うもので、新型コロナの交付金を活用して実施をするものであります。

続いて 26 ページの農業費であります。農業振興費、農業観光交流事業は、物産展経費の減額と交流センター関係費予算の組替えであります。

27 ページ。

農業施設管理事業、需用費は、農産物加工施設機器類の修繕費。

農地費、多面的支払交付金事業、交付金の減額は、今年度の各組織への交付額決定に伴う補正であります。

農村災害対策整備事業は、予算書にあります 2 事業について、今年度の事業費の決定により委託料を調整するものであります。

28 ページ。

林業費、林業総務費の負担金は、上伊那山林協会負担金の治山事業割の増額分であります。

林業振興費は、育樹祭中止に伴う関係費用の減額と、委託料の 25 万円は望岳荘に導入をいたしましたまきボイラーの PR 用案内板等を作成し設置をするものであります。

29 ページ。

7 款 商工費であります。商工振興費、商工振興事業の負担金 69 万 8,000 円は、プレミアム商品券事業に係る商工会への事務負担金の増額。

補助金の減額は、商工会テークアウトクーポン券事業とつれてってカードキャッシュレス消費者還元事業について、実績により予算残を減額するものであります。

次の獣肉加工施設維持管理事業、備品購入費は、新型コロナの影響により販路が縮小しておりますジビエ産品の利用拡大を図るため、スライサー、ミンチ等の加工用機器を購入するもの。

観光費、観光施設管理事業の需用費は、先ほど御説明をいたしました落雷により破損した陣馬形キャンプ場の給水ポンプ制御盤の修繕費であります。

30 ページ。

地場センター管理事業は、シェアキッチン関連工事費の増額と開設のために必要な諸経費の追加等が主なものであります。

ふれあい観光施設管理事業の委託料 50 万円は、望岳荘駐車場の西側の樹木の伐採手入れを行い、環境整備を行うものであります。

31 ページ。

8 款 土木費であります。土木管理費、土木総務費の委託料 538 万円は、現在発注をしております国関連事業調整業務委託費について、今後の事業進捗を踏まえて関

係機関や地元との調整及び必要な調査を早急に進めるため追加をするものであります。

32 ページ。

道路橋梁費の道路維持管理費、工事請負費 400 万円は、圃場災害復旧工事に附随する村単工事や緊急性を要する道路修繕工事の増加等により既定の予算が不足をするため追加をするものであります。

村道改良事業は、村道改良工事の委託料と工事請負費の予算の組替えであります。

33 ページの消防費、消防施設費は、水道事業会計負担金の減額と消火栓ボックス等、地区が行う消防施設整備に対する補助金の追加であります。

次に、10 款 教育費であります。人件費のほうは飛ばしていただいて、35 ページの小学校費、東小学校管理費の需用費は、学校施設の修繕料。

委託料と工事請負費は、新型コロナ対策として交付金事業により、図書室、特別支援教室等、エアコン未設置の特別教室への空調機器を設置する費用と教室の網戸設置費等で、エアコン設置費につきましては東西小学校分を合わせて計上してございます。

西小学校管理費の工事請負費は、網戸設置工事費とグラウンド東側出入口の改修工事費の追加。

中学校管理費の委託料と工事請負費は、新型コロナ対策として図書室への空調機器設置費と理科室の換気設備の設置費を計上するほか、体育前通路の段差改修工事を追加するものであります。

36 ページ。

社会教育費の文化施設管理費、中川文化センター管理事業の需用費 54 万 2,000 円は、文化センター空調設備の故障に伴い冬期暖房用ストーブ灯油代の追加。

工事請負費 131 万円は、洗面所等感染防止対策工事費の増額であります。

37 ページのアンフォルメル中川村美術館管理事業の委託料は、美術館改修工事の増嵩に伴う施工監理業務委託料の増額。

工事請負費 110 万円は、屋外トイレの便器洋式化工事等の追加であります。

保健体育費、体育施設管理事業の需用費 35 万円は、サンアリーナの天井ガラスの亀裂が発見をされたため修繕を行うもの。

委託料 52 万円の増額と工事請負費のグラウンド照明改修工事 1,980 万円の減額は、新型コロナ交付金事業により計画をしておりました村民グラウンド屋外照明改修工事について、照明設備の比較検討を行い最も適した照明設備を選定するため、今年度の工事を見送り、比較検討のための設計業務委託料を増額するものであります。

牧ヶ原文化公園屋外トイレ新築工事費の減額につきましては、10 月 19 日の全員協議会で御説明をした内容のもので、過疎債の借入限度額の減額を踏まえて新設トイレの規模の見直しを行ったため 1,865 万円を減額いたします。

38 ページ、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費 1,060 万 7,000 円は、本年 10 月に発生をいたしました村道中組陣馬形線の災害復旧事業費を追加するものであります。

39 ページ、公債費の減額につきましては、令和元年度の起債事業の繰越しに伴って借入時期が翌年度にずれしたことによる借入金返済利子の更正減であります。

○保健福祉課長

40 ページ、予備費 113 万円を減額し予算の調整を行うものであります。

41 ページ以降、給与改定及び人事異動等に伴う補正後の給与費明細書を添付してございますので、御確認をお願いします。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

まず、議案第 5 号 令和 2 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）をお願いいたします。

今回の補正は、予算総額に増減はなく、歳出間での調整を行うものです。

歳入はありません。

歳出ですが、3 ページを御覧ください。

総務費は、様式変更に伴うシステムの改修費用 6 万 6,000 円と保険証と高額受給者証を一体化するための費用 20 万 5,000 円、合わせて 27 万 1,000 円を増額します。

4 ページの保険給付費は、レセプト件数の増により審査支払手数料 6 万 2,000 円を増額します。

5 ページの予備費で予算額を調整しました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第 6 号 令和 2 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）をお願いいたします。

今回の補正は、予算総額に増減はなく、歳出の総務費の科目内で調整を行うものです。

歳入はありません。

歳出ですが、3 ページを御覧ください。

委託料は、介護予防ケアマネジメント契約者が増加したため 12 万 7,000 円を増額します。

報酬は、認定更新期間が 2 年から 3 年に延長されたため、調整により 26 万 9,000 円を減額します。

負担金は、認定審査会システムの改修により広域連合負担金 14 万 2,000 円を増額します。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○環境水道室長

議案第 7 号及び第 8 号について提案説明いたします。

まず、議案第 7 号 令和 2 年度中川村水道事業会計補正予算（第 2 号）について提案説明いたします。

今回の補正は、役場機構改革による職員異動に伴う収益的収入及び支出の補正と、貯水機能つき配水管設置等工事に係る資本的収入及び支出について補正をするものです。

予算書本文第 2 条の収益的収入について、営業収益から 21 万 3,000 円を減額し、総額を 1 億 3,458 万 7,000 円とし、収益的支出については、営業費用から 44 万円を減額し、総額を 1 億 2,136 万円とするものであります。

同じく第 3 条の資本的収入について、繰入金に 630 万円を増額し、総額を 2,210 万

円とし、資本的支出については、建設改良費に 590 万円を増額し、総額を 8,048 万円とするものであります。

また、第 4 条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を 44 万円減額し 1,583 万円とするものであります。

15 ページ、予算実施計画明細書を御覧ください。

収益的収入では、その他営業収益の負担金を職員異動と工事精算により 21 万 3,000 円減額します。

次の 16 ページであります。

収益的支出では、総係費を職員異動と給与改定に伴い 44 万円減額します。

次の 17 ページであります。資本的収入では負担金を工事の詳細設計に伴い 630 万円増額します。

次の 18 ページでありますけれども、資本的支出では構築費を貯水機能つき配水管設置の取付管工事に伴い 590 万円増額します。

以下、補正予算に関する説明書といたしまして予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、そして給与費明細書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 8 号 令和 2 年度中川村下水道事業会計補正予算（第 2 号）について提案説明いたします。

今回の補正は、同様に職員異動に伴う収益的支出の補正と、浄化センターの工事に係る資本的支出について補正をするものです。

予算書本文第 2 条の収益的支出について、営業費用から 138 万 9,000 円を減額し、総額を 3 億 706 万 1,000 円とするものであります。

同じく本文第 3 条の資本的支出については、建設改良費に 100 万円を増額し、総額を 1 億 9,989 万 1,000 円とするものであります。

また、第 4 条で職員給与費を 138 万 9,000 円減額し 531 万 3,000 円とするものです。

13 ページ、予算実施計画明細書を御覧ください。

収益的支出では、総係費を職員異動と給与改定に伴い 138 万 9,000 円減額します。

次ページであります。資本的支出では、施設整備費を片桐浄化センター給水ポンプ更新工事に伴い 100 万円を増額します。

以下、補正予算に関する説明書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただき、提案説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから本 5 議案について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に議案第 4 号について討論を行います。

○議 長 討論ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 討論なしと認めます。
 これから議案第4号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第5号について討論を行います。
 討論はありますか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これから議案第5号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第6号について討論を行います。
 討論はありますか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これから議案第6号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第7号について討論を行います。
 討論はありますか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これから議案第7号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第8号について討論を行います。
 討論はありますか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これから議案第8号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
 ここで暫時休憩とします。再開は午前10時20分とします。
 [午前10時05分 休憩]
 [午前10時19分 再開]
 ○議 長 会議を再開いたします。
 日程第12 一般質問を行います。
 通告順に発言を許します。
 3番 松澤文昭議員。
 ○3 番 (松澤 文昭) 私は、さきに提出した通告書により一般質問を行います。
 9月の一般質問においては、消防団活動における地域コミュニティの維持や地域の活性化について、昭和33年に制定された中川村消防団規則について中川村消防団条例、中川村消防団規則、中川村消防団マニュアル等を体系的に整理する必要性と中川村消防団の定員及び任用等に関する条例を中心に、消防団員の団員資格について村長と議論を行いました。
 今回は、「中川村消防団組織のあり方と消防団活動の今後の方向づけ及び消防団改革について(PART3)」ということで、実際の消防団活動と中川村消防団の定員及び任用等に関する条例及び中川村消防団規則と活動がかけ離れた実態が見受けられます。規則と活動実態の乖離に関して村の考えをお聞きします。
 また、新聞報道によると、中川村消防団は、今年度、団運営の在り方を本格化した、団員を対象に活動状況や待遇改善に関するアンケートを取るなど研究を重ねてきた、アンケート結果からは入団対象者の家族の理解を得られにくい現状が浮かび上がり、団員確保対策として村消防委員会で例年6月に実施している村消防ポンプ操法大会を2021年以降取りやめる方針を示した、ポンプ操法大会中止により大会前に集中していた水出し訓練を年間を通じて分散化させるとの方針が示され、来年度以降の訓練回数について団員が火災に対応できる技術を得られるよう引き続き検討すると報道されました。村としてどのような改善を検討しているのか、考えをお聞きしたいと思います。
 まず、消防団規則の条文と消防団活動の実態の乖離について村の考えをお聞きしたいというふうに思っております。
 中川村消防団員の定員及び任用等に関する条例第9条では「団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては村長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。」と規定されております。この規定の届出状況と規定に関する村の方針についてお聞きをしたいと思います。
 ○総務課長 まず、この規定に基づきまして団長から村に届出を受けたということはありません。
 また、団長が、届出の有無にかかわらずですが、10日以上村を離れるということを知ったということもございません。
 また、他の団員につきましては、各部長や分団長を通じて団長が把握をしておるといふふうに思っております。

逐一報告をすることがよいのかどうかという点でありますけれども、長期的に留守になるということについては、どのような組織であれ、仲間にそれなりに伝えておくというのは常識的なことかなあというふうに思っているところでございます。

したがいまして、規定に問題はないというふうに思っておりますが、消防団に関する例規の全体にわたりまして「ならない」とか「できない」といった非常に強制力のある書きぶりが目立っております。組織として規律は大変大事かというふうに思いますが、自発性の下になり立っている消防団について、そういった表現がふさわしいのかなあという思いはございます。

○3 番 (松澤 文昭) 今の答弁の中で、規定にはあるけれども、規定に沿った運用をしなくてもいいという答弁だったと私は解釈したんですが、それでいいんでしょうか。

○村 長 規定は、いわゆるこうしてはならないとか、こういう場合には届けなさいっていう意味での書き方であると、そういう規定になっているという意味でありまして、実際に御質問のような届がなく離れたという例はないと、こういうことであります。

○3 番 (松澤 文昭) 「団長にあつては村長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならぬ。」ということになるとすれば、該当する衆は必ずいると思うんですが、それが規定どおりの運用をされていないっていうことだと私は思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○村 長 ですから、「団員であつて10日以上居住地を離れる場合」、「団長にあつては」というのは同じく「10日以上」というところに、これは、文章としてはかかるというふうに考えておりますので、いわゆる長期的に団を離れて、その間、何か火災とか大規模な水害とかあつて団長が指揮をしなければならない、こういったところについては、何ていうか、今までそういうことはなかったというふうなことを申し上げておるわけです。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、どうしてもこの規定と運営実態が実際に乖離しているんじゃないかと思つているんですが、そういう解釈ではないんですか。

○村 長 実際といいますか、団長なり、団長、消防団を代表する団長がいない場合には副団長がその代わりをするということにはなつておりますけど、特に団員について言うと、10日以上離れているっていう場合には、確かに、何といいますか、職務上というか、職業上のことで長期出張を命ぜられたというようなことはあるかと思つます。そういった場合については団長に届けなければならないという規定にはなつておりますけれども、それは、実際にそういうふうに運用しているかという点、それはできていないという実態は確かにあるかと思つます。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、実際に消防団員に話を聞いたんですよ。そしたら、こういう答えが返ってきました。実際に運用実態について、団員がこの規定を知っているのかということの問合せを団員にしたわけでありまして。こういう答えが返ってきました。いいえ。初めて知りました。班長、部長になってくると残留責任者として任せられることがあります。有事の際は、各分団ごと筆頭になれる者が残るようになっております。副分団長以上になりますと、1日でも県外や遠出をする際、連絡を取り合っています。

ということで、報告はしないんだけども団員の中で何とか運用をしておるといふ実態かと思うわけでありまして、その点についてどうお考えでしょうか。

○総務課長 まず、私の答弁について補足をいたしますが、団長は村に届け出るということでございますので、団長については御答弁申し上げたとおりでございます。その他の団員については団長に報告せよということでございますので、村はその部分について団長から報告は受けておりませんので、その部分の実態について詳細に知っているかと言われると、お答えはしかねるところでございます。お話の部分については、あつたのかもしれないが、そういうことでございますし、団長が把握をするということについては、団長が分団長なり部長なりに指示をして、その部分で把握をせよということであれば、それが団長に届け出ているものというふうに解釈をしております。

○3 番 (松澤 文昭) 確かに団長は村に届けをしなければなりませんので団長の分しか把握をしておりますけれども、規定がある以上、実態、一般の団員については団長に届けるっていうことの実態をしなければならぬんですけども、実態は、先ほど言ったように全くこの内容も規定も知らないっていう団員の状況なんですよ。したがって、私は、この規定自体を今の実際の活動状況といいますか、実態に合わせるように今後検討していただいたほうがいいんじゃないかと思つておるんですけども、そこら辺についてのお考えを聞きたいと思つますけども。

○総務課長 6月ないし9月の定例会における御質問でもお答えをしたかと思つますが、条例及び規則について見直す必要がある、もしくは実態に合わせた見直しが必要であるという問題意識は持つておりますので、御指摘の点を踏まえて検討してまいりたいと思つます。

○3 番 (松澤 文昭) ぜひとも、これからいろいろなことを聞いていきますけれども、内容を精査してもらつて、活動の実態とか離れておるものにつきましても、やはり見直しをしていく必要があるかと思つますけども、その点についてぜひとも御検討をお願いしたいと思います。

引き続き、中川村消防団規則第7条では「新たに団員となつた者は、その任命権者の面前において、別記様式の宣誓書に署名してからでなければその職務を行つてはならない。」と規定されております。この規定の運用状況と村の方針についてお聞きします。

○総務課長 まず、消防団員を勧誘するに当たりまして誓約書様式を示して説明を行いまして、正式に入団を決めていただいた際に消防団本部まで提出をいただいております。

また、新入団員任命式におきまして新入団員の代表者がこれを読み上げる形で宣誓を行つております。

消防団員は非常勤特別職の地方公務員でありますので地方公務員法の適用は受けないわけでありまして、公務員という自覚を持っていただくために一般職の公務員に倣つて服務の宣誓をしていただいているものというふうに理解をしております。規定そのものに問題は感じておりませんが、ただ、「職務を行つてはならない。」という、いわゆる結びの文につきましても、さきの質問でお答えしたとおりの意識でござい

○3 番 す。
(松澤 文昭) 先ほどのところでちょっと議論したんですけども、「消防団長は、消防団の推薦に基づき村長が、その他の団員は団長が、次の各号に掲げる資格を有する者のうちから村長の承認を得て任用する。」というふうに規定をされておるわけでありまして、先ほどの前で、「任命者の面前において、別記様式の宣誓書に署名してから」、前で署名してからという形に文面はなっちゃっているんですけども、したがって、先ほどの宣誓書を提出するだけでは、私は基本的にこの文面と乖離しちゃっているんじゃないかと思っておるわけでありまして、そこら辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○総務課長 文面におきましては面前において署名と確かに明記されておりますが、面前において署名しないから全く無効なのだというふうには解釈をしております。あくまでも宣誓という行為を本人の自発において行っていただくことによって、その目的とすることは果たされているというふうに理解をしております。

ただ、おっしゃるとおり、この規定があります以上、実態としてそぐわないという部分については改める必要があると思っております。

○3 番 (松澤 文昭) これも消防団員に聞いたんですけども、実際、この実際の運用については、宣誓書は初めての入団式で新入団の最年長者が代表して読み上げるということも私も聞きました。ただ、文面からいくと全員が前で宣誓書に署名をするという形になっておりますので、やはりこれも、先ほど申しましたように実際の運用状況と条文の整合性取っていく必要があると私は考えますけれども、そこら辺について村の考えをお聞きします。

○総務課長 ただいま答弁申し上げたとおり、実態に合わせた見直しは必要と考えております。

○3 番 (松澤 文昭) ぜひともお願いをしたいと思うわけでありまして。

それで、これからちょっと違った点で議論をしていきたいと思っておりますけれども、消防団員からは、今様々な意見が出てきております。それらの意見をここでちょっと申し上げたいと思うわけでありまして、ポンプ操法大会は大会のためのポンプ操法大会になっているのではないかと、一部の団員だけではなくポンプ操法の基本を団員全員が学ぶことが重要である、実際の火災現場で役立つ実践的な訓練が必要、ポンプ操法大会があることにより団結力が向上する、火を消す消防から火や災害を出さない消防に変わるべきである、ポンプ操法大会等訓練の多さの負担感から新入団員の確保ができないのでは、近い将来ポンプ操法の人員確保ができない部がある、無線を使う時代となりラッパ隊の訓練に意義を感じない、消防団員の確保が難しくなっている部がありラッパ、救護等の特科の人員見直しが必要、自分の時間が取りづらい、訓練時間が長い、職場での休暇が取りづらい、地域や同世代とのつながりができる、村の防災を担っている誇りがある、災害弱者への支援体制を整えるなど時代や地域に合った活動が必要、大規模災害に備え情報の共有化訓練が必要では、自然災害に備える訓練も必要ではないか、毎月1日15日の広報活動の負担が増えており防災無線等の活用ができないか、年末夜警の割当てが2日に1度の割当てで行っている部がある、年末の忙

しい時期であり、夜警日数、待機時間等の見直しができないか、団員確保のために退団年齢を延長することはよくない、以上のように消防団員からは様々な意見が出されています。

消防団は独立した組織であり、消防改革は消防団員が自ら改革案を出して行くことが私は一番ベターだとは思っておりますけれども、その改革案、今言ったような意見を村が実現させることが重要だと考えておるわけでありまして。

そこで、今申し上げたような消防団員の意見だとか改革案が村長に届いているのか、まずお聞きをしたいというふうに思っております。

○村 長 今読み上げていただきました意見、これは一端かと思っておりますけれども、今年の夏に消防団が行いましたアンケート結果の集計結果についても消防委員会の折に報告はされております。意見も、その中ではこういう意見があったということをつけて出されておりますので、今、これをその中から拾い出していたのかなあと思っておりますけれども、同じような声ってどうか、もっとたくさんの方の声があるということは、一応承知はしております。

○3 番 (松澤 文昭) 村長が承知しておるということでありまして、それを踏まえて、またちょっと聞きたいと思っておりますが、まず、新聞報道によると、中川村消防団は、今年度、団運営の在り方を本格化したということで、団員を対象に活動状況や待遇改善に関するアンケートを取るなど研究を重ねてきた、アンケート結果からは、大会に向けて集中的に取り組む早朝・夜間訓練が団員の大きな負担となり、入団勧誘時にも対象者や家族の理解を得られにくい現状が浮かび上がり、団員確保対策として村消防委員会で例年6月に実施している村消防ポンプ操法大会を2021年以降取りやめる方針を示した、消防委員会では、来年度以降の訓練回数について団員が火災に対応できる技術を備えられるよう引き続き検討することを報告し、団員の待遇改善案や新入団の勧誘方法の変更案なども示したというふうに報道されておりました。この新聞報道の内容について村の考えをお聞きしたいというふうに思っております。

まず、ポンプ操法大会中止に至る経過をお聞きしたいというふうに思っております。

○総務課長 まず、ポンプ操法大会を中止するという方針を示したのは、村というよりは消防団の皆様の方でございます。お話にありましたとおり、消防団ではアンケートを基に今後の方針を検討されまして、その結果を9月と11月の2回の消防委員会で報告、提案をいただいたところでございます。その中にポンプ操法大会の中止ということが盛り込まれておりました。議員お話の報道にもありましたが、それ以上の団における細かな議論、検討の経過は村では承知しておりませんが、総じて団員の負担を考慮した結果として団幹部の方で決定をしたものというふうに理解をしておるところでございます。

ポンプ操法大会は消防団という組織が独自で行っている事業でありまして、上伊那等の大会も行政のものではなくて消防協会等のいわゆる警防組織の大会でございますので、村消防委員会としましては消防団の中止という判断に異論をつけるものではないということとなったところでございます。

ただ、お話にありましたとおり、報道にもありましたとおり、委員会の中では実際の火災において機関操作や放水に支障のないように努力、訓練をしていただきたいということを消防団に伝えるという意見が出されたところでございます。

○3 番 (松澤 文昭) ちょっと今の答弁の中で、ちょっと疑問に思うことは、確かに、私も先ほど申しましたように、消防団組織は自主組織であり、団長を中心とした組織出るわけでありまして、前回の議論の中でも申し上げましたように、消防法の中では、やはり村長が、村長が村の消防団の一番のトップであることは変わらないんですよ。やっぱ、そういう意味で、今言ったような答弁をしちゃうと、私は、確かに消防団改革は消防団が自らやっていくべきだと思いますけども、村もやはり関与していく必要がるかなと思いますので、そんな点だけは御承知おきを願いたいと思うわけでありまして。

それで、消防委員会には村長も出席していると思いますので、村長にちょっとその経過をお聞きしたいと思います。

○村 長 経過については、今、総務課長が申し上げたとおりでありまして、この消防委員会に提案するという形は、合意というか、私の中では、消防団の改革が求められているということを前提に、特に消防ポンプ操法大会の在り方、これから御質問いただく新入団員の確保の方法、こういったことを議題として消防委員会でよく考えていただきたいということは申し上げた上で消防委員会を開いてまいりましたので、今、総務課長が言いましたとおり、細かい全てのことは承知しておりませんが、消防委員会には、そういう形で、諮問というような形で投げかけ、上がってきたのは消防団の団幹部を通じてのアンケートの結果であり、団幹部の決定、考え方であったと、それを議論いただいたということでありまして。

○3 番 (松澤 文昭) 分かりました。
それで、新聞報道にありました、ポンプ操法大会中止により大会前に集中していた水出し訓練を年間を通じて分散化させるとの方針が示され、来年度以降の訓練回数について、団員が火災に対応できるよう、技術を備えられるよう、引き続き検討すると報道されています。先ほど話がありましたように、これは消防団が考えることかもしれませんが、消防委員会等で概略の説明があったかと思いますが、その点について村長等が知っている限りのお話を聞きたいというふうに思っております。

○村 長 知っている限りのことを申し上げますと、水出し訓練につきましては、どうあるべきかっていうことは、今、消防団の団の中で実際に議論をしているところでありまして、時期の問題、それから分散化するとしたらいつまで、いつ、毎月例えば2回とか土日とかに限ってやっていったら年間やったら12回になるのかなとか、でも寒いときはどうするんだとか、もう凍結するようなときにはどうするよな在り方がいいとか、じゃあその間は消防団マニュアル等を全部読み合わせてみんな考えようとか、いろいろな案が出ておることでありまして、まだ結論は出ておりません。そういうことは報告を受けておりますが、今、団のほうでも水出しが一番大事だと、実際に操法大会をやらないとなったら、どういう方法で団員の全てがやっていくかっていうことを真剣

に悩んでいる姿は、こちらとしては感じております。

○3 番 (松澤 文昭) 村長も消防委員会に出ておりますので、こういう意見がありましたので、消防委員会の中でもぜひとも発言をしてもらって方向づけをしたいと思っておりますが、団員からは、大会参加者のみの練習でありポンプ操法大会は実践的ではない、初期消火を重視するのであれば団員全員が——全員が、団員の全員が機関の使い方やホースの投げ方など必要な技術を身につけるべきである、小型ポンプは水を定期的に通さないと問題が出てくるので半年に1回は訓練を行い、小型ポンプの使い方の確認を行うべきであるというような意見が出ておりましたので、村長、ぜひともこういうことを頭へ入れてもらって、これからの訓練の在り方について提案をしていただきたいと思いますというわけでありまして、いかがでしょうか。

○村 長 おっしゃるとおりだと思っております。団のほうも、そのことを一番重視しておるというふうに認識をしております。

○3 番 (松澤 文昭) 引き続き、新聞報道にあった団員の待遇改善についてというようなことが新聞報道では報道されておるわけでありまして、実際に今具体的に取り組もうという点につきましてお聞きをしたいというふうに思っております。

○総務課長 消防団としましては、消防団活動がいわゆる子育てですとか家事に費やす時間を奪っているという現状認識をされております。

そこで、団として団員の負担軽減を図るという一方で、配偶者やお子さんへのより手厚い配慮を村に求めるという要望がございました。消防委員会で協議をしていただきました結果、現在、消防団員全員に対して1人につき1万円相当の商品券を毎年交付しておりますが、配偶者やお子さんを持つ団員に対しては上乘せをするよう答申をいただいたところでございます。この件は、来年度予算に計上すべく、上乘せの額等の検討をしておるところでございます。

また、そのほか、毎月あるいは火災予防週間に行われている積載車による広報活動につきましては、これまでは手当の対象外でありましたけれども、今後は、これらの活動に対しても消防団長が指示する訓練、活動であるというふうに位置づけまして、訓練・出動手当を支給する方向で来年度予算に反映していきたいと思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 待遇改善、少しでも進んでいるということでありまして、これだけでなく、また幅広い視点で待遇改善について御検討をお願いしたいと思うわけでありまして。

それから、もう一つ、新入団員の勧誘方法の変更ということにつきましても案を検討しておるというような話が新聞報道されておるわけでありまして、その点についてどんな考えがあるのかお聞きをしたいと思っております。

○総務課長 これにつきましては妙案が今のところないようございますが、今までは消防団のいわゆる各部長の段階の裁量で新入団員の勧誘活動を行ってきておりましたけれども、現在のそれぞれの皆さんの勤務状況などを背景にしまして、訓練ですとか実際の火事場等への出勤が難しいといった理由から断れるというケースが多々あったということでございます。今後は、部というレベルではなくて、団全体の課題ということとして

本部で候補者名簿を作成して多くの場面で団員募集の広報活動を進めて、また地区の総代さん方をはじめ多くの関係者の力をお借りしながら勧誘活動を進めていくという方針とのございます。議員各位におかれましても、ぜひ一人でも多くの団員が確保できますよう、御協力をお願い申し上げます。

○3 番 (松澤 文昭) 今の話で行くと、今まで分団ごとでやっておったものを今度は本部が対応していくというような発想かと思えますけども、どうもそれだけで新入団員が増えると私は思っておりません。やはり根本的なポンプ操法大会を含めた訓練内容について検討していかないとどうしてもだめだなあとということで、実は、団員の中では、先ほどポンプ操法大会のこともあったんですが、特科に関する意見がかなり出ているんですね。例えば、ちょっと一例を申し上げますと、ラッパ吹奏については、練習時間が多過ぎることで過度な負担が団員にかかっている、そもそもラッパ班の役割はラッパの音で状況を伝達することを目的としているが、どの曲がどのような意味なのか教えられてもないということでもあります。役に立たないと。式典の華やかさを演出するためのラッパ操法になっており、無線があるので火災では役に立たないというようなラッパについては意見が出ております。これ、かなりの意見が出ております。それから、救護については、救急隊が到着するまでの応急措置の対応が必要であり、救護班のみでなく団員全員が最低限の応急措置を身につける必要があるというような意見が出ておまして、やはりこれらを含めて、先ほどのポンプ操法大会もそうなんですが、全体的な見直しをしないと新入団の加入ということには結びついていかないと思いますが、それらを含めて村長はどういうふうにお考えでしょうか。

○村 長 今のお話のラッパの特科、これについては確かにおっしゃるとおりであります。現実には、火災現場でどういうふうなことが行われているかということ、常備消防が大体鎮圧の確認する、そうしますと、団が引き続き、その地区を担当する団が消火を続けますが、鎮圧、その後、消火、集まれの合図が実はラッパであります。これは、現場の中では、音で分かるという意味では非常に有効であります。後は、次第に団が集まって、具体的にどういうふうにして消化したのか、村長の挨拶、団長の訓示、それから地元の皆様のお礼も含めてということで、そのときにラッパ吹奏をするというふうになっておまして、慣例として実際にはそこで動いております。それが現実には要らないではないかっていう声も確かにあるわけありますので、そのことよりも、特化している皆さんが、やはり一緒に、むしろ水出し、水を出したりすることのほうが重要かもしれません。——じゃなくて、重要でしょう。それから、救護についてもおっしゃるとおりで、なかなか、救護というのを私もやってみましたけれども、これをやっぱりきちんと身につけていくには何回も訓練をしないとできませんので、団員の誰もがこういうことができるようにしておくということは大事なことです。おっしゃるとおりのこともありますので、これは団の中の改革の一環として、じゃあ、それとともに団員確保にはどうすべきかっていうことは、やはり今申し上げたとおり、本部というふうに申し上げましたが、本部全体と地域の皆さんが一緒になって、総代さんをはじめという意味でお答えしておりますので、そういうふうにしていかないと、そうい

う取組にしないと、例えば操法訓練をやめたから、やめたから、じゃあ私が何とか入りましようとか、そういうもんじゃないだろうというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 私が言いたいのは、やはり団員全員が身につけなければいけない最低限の技術、例えばポンプ操法のポンプを扱うっていう技術は全員がやっぱし身につけてやるべきだと、特科は身につけなくていいっていうような問題ではないと思っておりますし、逆に、先ほどもしましたように特科の救護のことについても、最低限、全員が身につけておったほうがいいと思っておりますので、そういう意味で全体的なやはり訓練の見直しが必要かなあと思っておりますので、この辺について、また消防委員会等で村長のほうから考え方の指針として示すべきだなあと思っておりますので、そんな点、お願いしたいと思っております。

○村 長 ポンプ操法大会が中止になるわけでありまして、消防の訓練では、ポンプ操法大会を中止したことによって、やはりこれから大規模災害を想定した村の防災マニュアルだとか消防団の実態を村民に認知してもらうような場を設けて、訓練、避難訓練だとか救助訓練を行うことが村民のためにもなるし、消防団の逆にアピールにもなるというふうに考えるわけでありまして、その点について村長の考えをお聞きします。

○村 長 かつては、あのときには東海沖地震が発生したという状況で、大規模な地震訓練を県ですとか、県の皆さんを交えて中川村会場でやると、そのときに消防団も一定の割合の役割の中でいろいろデモンストレーションをやるというようなことを行いました。しかし、実際には、こういうやり方が本当に効果的かどうかということは、私自身は疑問に思っておりますので、参加した村民の皆さんの目に映って実際の消防団が何をしているかということが分かることは非常に結構ですけれども、アピールにはなりませんが、そのためにデモの、いわゆるデモンストレーションの実際のやる人としての団員がいろいろやるっていうのは、これはちょっと過重なことにつながると思いますので、これはちょっと少し、何ていいますか、ちょっと違うんじゃないかというのが私の考え方です。

○3 番 (松澤 文昭) その点に関して消防団の実態を聞きますと、大規模災害が頻発する中で、団員が有事の際にどう動けばいいか判断できない状況だというふうに団員のほうから話がありました。やはり大規模災害時にどう行動するべきかというような防災マニュアルが必要だと考えますけども、その点について村長のお考えはいかがでしょうか。

○村 長 消防団では、現在、安全管理マニュアルというものを、消防団に特化したものですが、それを作成中であります。年内には全団員に配付できるように進めておるわけでありまして、ちょっとここに持ってまいりましたが（現物掲示）こういうものでございます。その案の、ばらばらっとかしか見ておりませんが、これは多岐にわたっておりますので、これについては、特に初動的なことを中心にして、一般的な事項はそれに載せられておるものと感じておりますので、こういったものを含めて、ぜひ勉強していただいて、実際の災害時に役立ててもらいたいという思いはあります。

○3 番 (松澤 文昭) 私もその内容をちょっと見させてもらったんですが、ちょっと膨大過ぎるんじゃないかなってというような感じは持ちました。もっと消防団員が実際に動く部分だけをピックアップして徹底してもらったほうが有事の際には役に立つんじゃないかなあとというふうな感じも持ったわけでありまして、その点についていかがでしょうか。

○村 長 そういう御意見も分からないではありません。ただ、先ほど、訓練をずっと恒常的にやる中で、何も水出し訓練を常にやるとか、毎日そういうことをするとかいうばかりじゃなくて、こういうマニュアルをまずきちんと理解する、これを行動の指針として頭にたたき込むって言い方はないんですけど、これをもってやるために、例えばこれの読み合わせとか学習をきちんとして理解を深めていくっていう、そういう訓練もあるべきであるというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) ぜひとも、最低限といいますか、最低限の大規模災害に対する基礎知識だけは団員の中に持ってもらうような体制をつくってもらいたいなあと思っております。

団員の意見の中にありました、消防団員の団員確保のために退団年齢の延長について検討がされているのかというような意見もあったわけでありまして、これについて検討されているのかお聞きをしたいというふうに思っております。

○村 長 まず、消防団は団員確保のためのアンケート調査結果に基づいて今後の団員確保対策を検討したわけでありまして、今、声にありましたとおり、団員確保のために、つまり退団年齢を上げるっていうことはよくないというのは、確保が主たる目的になってしまう結果だと思います。

現在の退団年齢につきましては、村の条例に規定をしておるわけではございません。各分団の規約にこれがうたわれているもので35歳とか34歳というふうに決められておるようなところがあるわけでありまして、団全体としては、慣例的な定年と理解をしておるということでございます。

この定年の延長については、将来にわたる団員の負担増に確かにつながりますので、拙速に判断することはできないということでございます。まずは、団員勧誘活動を強化して団員の確保を図っていく、その中では、団員の慣例としての年齢は引き上げずに、その中でまず確保を図っていただくということが第一だろうというふうに思っております。

また、年齢に到達して一度は退団をしたんだけど、趣旨に賛同していただいて引き続き地域のために活動を続けていただいております特別消防団員についても、今までの活動に加え、さらに多くの活動に参加いただけるように理解を求めるといったような消防団からの報告がございました。そのような消防団員の消防団事業の見直しなどを優先的に行っていただければなあというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 村長が言われたとおりにかと思えます。団員の話によりますと、退団年齢が延長されれば新入団員の加入が今以上に厳しくなるのではないかとということで、現役消防団員も退団者が出てくるのではないかと、消防団の環境が今以上に悪化する

○総務課長 というような懸念を持っておるわけでありまして、そんな点をお伝えして、消防委員会の中でぜひとも検討をしてもらいたいと思っております。

それで、春季訓練、ポンプ操法大会、出初め式の過去3年間の平成29年から令和元年の出席・出勤状況について、まずお聞きをしたいというふうに思います。

まず、春季訓練と操法大会につきましては、参加対象者は一般団員と女性消防団員であります。

次に、各年度ごとの参加対象者と春季訓練、操法大会の参加者数を申し上げますので、お願いします。

平成29年度、対象145、春季訓練111、操法大会133。
平成30年度、対象150、春季訓練120、操法大会133。
令和元年度、対象147、春季訓練116、操法大会126。
続いて出初め式であります、これは団員総数、全体が対象でございます。
平成29年度、対象179、参加者116。
平成30年度、対象185、参加者126。
令和元年度、対象180、参加者134でございます。

○3 番 (松澤 文昭) 実は、昨年10月ですけども、総務経済委員会で上伊那の中で一番最初にポンプ操法大会を中止しました辰野町消防団の古村団長との意見交換会を行ったわけでありまして、古村団長からこういう話がありました。中川村消防団の訓練出勤状況は、上伊那の中ではトップクラスであり、団員の訓練に対する意識の高さを感じられるという話があったわけでありまして、中川村消防団の訓練出勤状況が上伊那の中でトップクラスと、そういう状況であるとすれば、中川村を守るという団員の意識が非常に高いということになるかなあと私は感じました。やはり、これらの情報は村民、団員にも情報発信を行って、そういうことをすれば、村民にも、あるいは団員にも中川村の消防団のイメージがアップすると私は考えておるわけでありまして、その点について村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 春季訓練ですとかポンプ操法大会、出初め式などの主要行事につきましては、村の広報紙への事前の掲載、結果報告やマスコミ各社への取材依頼など、積極的に行っておるつもりでございます。

また、消防団としましては操法大会への団員家族への応援の依頼や出初め式での子ども消防団の分列行進の参加など、工夫をいただいております。

また、どんちゃん祭り、ふれあい福祉広場の会場において消防活動、消防自動車乗車体験などを実施しております。

村としましては、さらにイメージアップとしてできることがあるなら、そういった広報活動や機会を捉えて進めていく必要があるというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 情報発信の問題かなあと私も思うんですが、実際に出動状況がトップクラスだということについて、団員も知らない人がいっぱいいるんですね。むしろ、村民もそれ以上に知らないという状況でありますので、やはり広報の仕方、あるいはやり方が私はいまよくないんじゃないかというふうに考えておるわけでありまし

て、やはり消防団員が、消防団が村の中で、ああ、素晴らしい団だというふうに思われるためにも、やはりこういう広報活動を地道にやっていくことが新入団員の確保にもつながるといふふうに考えておるわけでありまして、その点について村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○村長 村民の皆さんにまだまだその姿が伝わっていないとしたら、閉ざされた世界っていいですか、中での活動が村民の全体に広がっていないのが広報のやり方だとしたら、これは見直していく必要がありますが、ただ、いわゆるというか——見直していく必要があるというふうに思います。どうすればいいのかっていうのは、また、ぜひいろんなところで御意見をお伺いしたい、こういうふうに思います。

○3番 (松澤 文昭) 前回のときにも言いましたように、私は、広報、ふだんなかなか読まないんですが、やり方、工夫によって村民に理解されたり若い世代に理解されるふうにはできると思っておりますので、そんな点、一緒に考えていきたいと思っておりますので、ぜひとも、このことをすることによって新入団が増えて、中川村の消防団の活性化につながればいいなあと思っております。

それで、先ほど団員の声を幾つか申しましたけども、その中から何点か村長にお伺いをしたいわけでありまして、先ほどの意見の中で、そのほか村として改善等を検討している点がありましたらお聞かせ願いたいと思うわけでありまして。

○村長 団員と申しますより、団としてAEDの使い方をどうするかという課題があります。実は、自主的に第1分団の中に2か所といいますか、装備をさせていただきましたが、これが毎回訓練で使われて、乗車した団員がすぐそれを使えるかという、そういう実態もないところでございます。近隣住民の方についても利用できるよう管内の地区総代さん等に対して第1分団については周知をしているということのようでありまして、第1分団については、パッド——電極を直接胸に貼り付けるパッドであります。パッドですとか、動力になりますバッテリーなどの必要時に更新を行ってきましてということでありまして、本体そのものの耐用年数が既に過ぎております。したがって、来年以降、村の管理物件として、それに代わるAEDの配備を検討していきたいというふうに思っております。いずれは2分団の中にもAEDが集中していない地区に配置をしていくべきであるという、そういうふうな消防委員会の意見もいただいて、1年、来年早々に全てというわけにはいきませんが、近いうちに、2年度くらいの中で当初から整備をしてまいりたいというふうに考えております。

○3番 (松澤 文昭) 消防団の改革っていうのは、やはり消防団自らが改革すべきだと先ほど申しましたように考えておるわけでありまして、そういう点で、消防団の意見をどのように村が吸い上げて、消防委員会、あるいは団の中でうまく改革を行っていくということが重要な点と思っておりますので、ぜひとも、先ほど言った意見等を中心に村消防委員会の中で考え方を村長のほうでも話をしてもらって消防団改革につながってほしいと思うわけでありまして。

それで、まだまだちょっと聞きたいことがあるんですが、次の問題に入りますとまた時間がかかりますので、ちょうど時間的に区切りになりましたので、4番以降につ

きましては次回の中で質問するようにしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長 長 これで松澤文昭議員の一般質問を終わります。

○7番 次は、7番 桂川雅信議員。

(桂川 雅信) 一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

まず、今回の質問ですが、通告内容が予定よりも多くなりまして、内容が多岐にわたっておりますので、私のほうの質問も少し通告書に書き込んだ内容を多少割愛しながら質問させていただきます。ということで、御回答のほうも要領よくお願いしたいと思います。

最初に、坂戸橋は満身創痍、行政として重量規制、速度規制を実効あるものとする取組を強化すべきであるという質問です。

坂戸橋は、本年10月16日、国の文化審議会において重要文化財に指定するよう答申が行われました。これまでに至る長野県と関係者の皆様の御尽力に、私は心から感謝の言葉を申し上げたいと思います。個人的には、歴史的・文化的環境としての土木遺産の保全に長く関与してきた者として、中川村で現実に重要文化財化への歴史的瞬間に立ち会えたことは望外の喜びであります。

坂戸橋は、1932年11月11日竣工と記録にありますので、本年11月で88歳、米寿を迎えたこととなります。この橋を設計、指導した長野県土木課技師、棚谷興一氏も泉下にて喜んでくださっていることと思っております。

太平洋戦争の際、金属供出で切り取られた橋に、平成3年11月、北組地区有志の皆さんの努力で50年ぶりに親柱、街路灯が復元されたことは、その後、坂戸橋が文化財として認識される重要な出来事となりました。坂戸橋は地域で愛着を持って大切に使い続けられるという、まさに文化財としての本来の在り方を示したものとして高い評価を受けてきたのです。

私は、本年3月の一般質問で日本土木学会が南向発電所と坂戸橋を近代日本の土木遺産のAランクに指定した経過を述べながら、地元での愛着度と保存状態が重要な要因だったと述べました。

土木学会は次のように述べています。「「地元での愛着度」とは、本質的な価値の有無と関係なく、地元で親しまれ大切にされていけば高く評価しようというものである。土木遺産の保存と活用が成功するか否かは、ひとえに、その構造物が地元で如何に高く評価されているかで決まると言っても過言ではないからである。」もう一つ、「「保存状態」とは、類似のものが数多く存在するという土木遺産の特性からすれば、特に重要な指標の一つと言えよう。社寺、庭園や書画骨董の名品なら、積極的に大切にされ、保存状態も良くて当然なのだが、土木構造物は、日常的かつ無感動に使用され、」ここ、とても大事なところなんですけど、よく読んでいただきたいんですが、「日常的かつ無感動に使用され、維持管理上さまざまな改変を経てきているのが通例である。そんな中でオリジナルに近い雰囲気や未だに保ち続けている土木遺産であったとすれば、それだけで高い評価を受けるべきである。」。

皆さん御承知のように、戦前のアーチ橋は坂戸橋よりもスパン長の長い橋が2つ存在していました。特に1943年に建設された東京都青梅市の万年橋、スパン長75.8メートルは、坂戸橋より10年近く遅く完成しているのに2003年に60歳で老朽化のため撤去されています。

坂戸橋は、戦前のアーチ橋として3番目の長さであったにもかかわらずこれまで残すことができたのは、村民の愛着と誇りの表れであると私は強く感じています。まさに村の宝である坂戸橋がもし何らかの力で壊滅的な打撃を受けるとしたら、村民は恐らく座してそれを見過ごすことはしないと思います。

坂戸橋は、終戦前後の3回の大地震にも耐え抜いており、その設計水準の高さは試され済ですが、昨年からの床板部の損傷の要因は、坂戸橋を受け継いできた私たち橋の利用者の人為的問題が大きいことがはっきりしてきています。

坂戸橋の設計活荷重は6トンであり、これは1926年制定の道路構造に関する細則案の3等橋にて設計されていたからであります。車両総重量6トンを前提とした設計であれば、それ以上の活荷重が通過すれば衝撃も大きくなり、橋梁に与える荷重が増加し、施設に損傷を与えることは当然と思われるかもしれません。

国土交通省土木研究所の報告によれば、2倍の重量の車両が橋梁を通過すれば、橋梁のダメージは8倍になると指摘しています。

私は、最近、坂戸橋資料集の中にある棚谷興一氏の構造計算書を再度読み直してみました。日本で初めて道路橋の設計基準が定められて6年後に鉄筋コンクリートの長スパンアーチ橋に挑戦した設計者の意欲とともに、このような精緻な構造計算が行われていたことに驚き、感動しました。このこと自体が我が国の近代土木史におけるエポックであり、坂戸橋の文化財化とともに長く記録されるべきものと思いました。この構造計算書を読み解きますと、アーチ部分が全ての応力に十分耐えられることが詳細に記されており、結果的には設計条件として与えられた自動車荷重6トンを超過した車両が通過しても十二分に耐えられる構造となっていました。

では、なぜ、さきに見たような損傷がアーチ部にも多数見られているのでしょうか。これは、現在既に知られている繰り返し荷重による疲労破壊であります。この疲労破壊とは、設計基準を下回る活荷重であっても、繰り返し車両の通過によつて構造物が疲労破壊を起こすという現象です。もちろん坂戸橋の設計者はそのような現象自体を知りませんでしたから、現代の私たちがこのことを理解して坂戸橋の保全活動に取り組まねばならないのです。

問題が大きいのは、設計上では荷重の比較的小さいと考えられている中央付近にも明瞭な亀裂が見つかることです。この亀裂は明らかに繰り返し荷重による疲労破壊であろうと思われます。

坂戸橋は、遠目の見た目はきれいですが、現実には満身創痍の状態です。悲鳴を上げているのではないのでしょうか。

鉄筋コンクリート構造物は、基礎部分から崩壊しない限り構造物全体が一挙に崩壊することはめったにありませんが、上部構造の度重なる損傷は鉄筋コンクリートの生

命線である鉄筋を劣化させ、本体構造そのものの寿命を極端に縮めてしまいます。

伊那建設事務所が2トン車以上通行禁止の看板を立てて下さったのはありがたいことですが、現況では大型トラックが頻繁に通行していることが何度も確認されており、今真剣に重量規制と速度規制をしなければ取り返しのない結果を私たちの世代に招いてしまうことになりかねません。

村も坂戸橋は村の宝と言っているのですから、宝を守るために、県に依頼するだけでなく、行政としてできることを全てやるという気概が必要と考えます。法的根拠は道路管理者が与えるとしても、それ以前でもできることはいろいろあります。坂戸橋に進入する車両の監視をするだけでもかなりのプレッシャーになるでしょう。また、継続してチラシを運転手に配布することも必要と思います。運転手の皆さんは2トン車以上通行禁止の看板を見ているはずで、大型車両の運転手は自分ではまずいことをしているという意識は持っているはずです。法的規制が始まる前でも監視活動で通過する大型車を牽制することは可能だと思います。村民に呼びかけてもらえれば参加する方も増えるでしょう。村として明日からでも取り組むことができる作業だと思います。村長の見解を伺いたいと思います。

○村 長 村のほうから道路管理者である伊那建設事務所維持管理課に、11月12日に改めて通行規制の強化をお願いしております。併せて、規制看板の増設を要請いたしました。看板は目立つようにして、できるだけ手前にも設置して迂回路を表示していただけるとよいのではないかと考えております。例えば下平のあたりに立て、こちらの大草坂戸線に進入してこないように理解をお願いするというのも非常に大事ではないかと考えております。県でもしやってもらえないとしたら、県と相談の上、いいでしょうということになれば、村のほうでも設置を考えていくということは考えております。

それと、まず、実際にどのような車種や業種の車がどの程度通行しているのか、議員にもこういう車両を目撃したということをお知らせいただいておりますけれども、実態調査を改めてする必要があると思われまので、これについても検討したい。修繕工事が始まるまで四六時中——四六時中といいますか、監視活動をするということは、現実的には難しいと思われまので、実態調査をした上で、どのような対策がよいか県と相談して考えてまいります。

それと併せて、当然ですけど、修繕工事がこれから予定をされておりますので、早期発注の要望も併せて行います。

○7 番 (桂川 雅信) 実態調査をということですので、ぜひ早めに行っていただきたいと思っております。

それと、もう一つ、伊那建設事務所におかれては法的な規制をしていただきたいという意見書を今準備しておりますけれども、実は、道路法に基づく法的な規制として取り組んでもらいたいという意見は、一度、伊那建設事務所へ行政のほうから出していただいております。ただ、なかなかこれが伊那建設事務所、県として取り組めないのは、それなりの事情があるからでありまして、道路法による規制をきちんとすることになりますと、それなりの準備をしなきゃいけないということになりますので、県

としては少しちゅうちょしているように思います。私らとしては、ぜひ法的な規制をちゃんと取っていただかないと、例えば道路上で運転手さんにちょっと止まっていたいでチラシを渡すというようなこともなかなか難しいこととなりますので、ぜひ、これについては先に県のほうにも意見をお出しして、実際に法的な規制が進むような方向に進んでもらいたいというふうに思っております。

次に移ります。

2番目、上水道施設の更新事業についてであります。

最初に、沢入浄水場の更新についてです。

村が平成26年3月に公表した中川村水道ビジョンによりますと四徳浄水場建設が予定されていましたが、現実には実現しないこととなりました。そのため沢入浄水場の更新事業に着手しなければならなくなっていると思います。

私自身は、多様な水源の確保という点では四徳浄水場の建設は放棄すべきではないと考えておりますけれども、相手のあることで、水循環基本法の理念が地方公共団体に理解されるまでには時間を要しますので、一旦は沢入浄水場の更新事業に手をつけることが現実的な選択であると考えます。

そこで、沢入浄水場の施設更新について提案をしていきたいと思っております。

沢入浄水場は、昭和52年の竣工からもう40年以上を経過しておりまして、施設を延命させるための更新事業が必要となっておりますけれども、この施設は浄水量日量700立米という小規模ながら凝集沈殿、急速ろ過という大規模浄水施設と同様のシステム構造となっております。このようなシステムとなった背景は、経済成長期の水処理メーカーと薬品メーカーが、それまで我が国で主流であった緩速ろ過施設に対する誤った認識を普及させ、併せて国が農村部の小規模浄水場にも一律に適用する技術指針を作成してしまったからであります。全国で広がった急速ろ過の浄水場は、毎年のように薬品代、機器修繕費、電気代、そして維持管理要員に出費が重なり、小規模施設では継続的な経営の重荷になってまいりました。

一方で、信大名誉教授の中本氏らは、新たに上向流粗ろ過装置を開発して、これまでの緩速ろ過を生物浄化法としてよみがえらせ、国際的にも大きな評価を与えられました。中本氏は、2019年6月に「生物浄化法による安全な飲料水の普及」で日本水大賞、国際貢献賞を、同年10月にはJICA理事長賞を受賞しています。その中本氏と一緒に沢入浄水場の更新を考えたいと思ひまして現地を訪問しましたが、現況施設を利用しつつ新たに配水池を建設することで、維持管理が容易で管理費経費も削減できる生物浄化法のシステムの導入が可能であることが示されました。高分子凝集剤のような化学薬品や高度な計器に頼ることなく、建設から管理まで地元の技術でカバーできるローテクノロジーの水処理施設が建設可能であります。

地方には地方の、小規模には小規模の実態に見合った建設と維持管理に経費がかからず、しかも急速ろ過よりも安全でおいしい水を供給できるシステムを導入するという極めて当たり前のことが可能となる時代になりました。持続可能な社会の建設には、このような技術こそが必要なのだと思ひますが、村長の考えはいかがでしょうか。

○村長 この技術につきまして、私も中本先生にお会いをして、簡単なパンフレット、本を、これを読むようにということで頂きました。すいません。時間の関係でまだ読んでおりませんが、その中で、短時間ではありましたが内容の説明を受けました。私も昔、係として下水道の係に従事したときがありますので、先生のおっしゃることの中身は、何となくであります理解はしたところでもあります。実際に維持管理が楽で安心して飲める水が安定的に供給することができるなら、生物浄化方式というのは検討に値するというふうに思ったところでもあります。

○7番 (桂川 雅信) この水処理施設については、既に全国的にも事例が出てきておまして、特に上向流粗ろ過装置については、厚生労働省、厚生省のほうもこの施設の実験に今もう既に入っております。ですので、いずれ技術指針もできると思いますが、現実にもう既に稼働している施設もありますので、ぜひ参考にさせていただいて、事業更新に向けていただきたいと思ひます。

2番目ですが、飯島町からの受水計画と村の固有水源の確保について意見を述べます。

平成26年3月の水道ビジョンでは、飯島町からの受水を常用水源と位置づけ、片桐地区の地下水源は田島水源だけを残すようになっていますが、四徳水源の確保が現状では進んでおりませんので、片桐地区の地下水源を廃止して飯島町からの受水に切り替える構想は危険だと思ひます。

私は、2019年3月議会で表流水と地下水の双方の新規水源の確保は継続的、計画的に行う必要があると述べましたが、その際に建設水道課長は「特に地下水源につきましては、過去において3カ所枯渇をしており、将来的に新規水源の確保は必要と認識をしております。」と回答しております。この回答は昨年3月議会ですので、四徳水源の確保が困難であるとの認識が裏にあったのだと思ひますが、水道ビジョンでは片桐地区の地下水揚水を廃止すれば電気代や定期更新の費用負担を削減できるような表現があります。確かに飯島町の受水を常用水源として水量を増やせば片桐地区の地下水揚水は削減してもよいかもしれませんが、昨年も申し上げたように、今日の異常気象、気象条件は、いつ水源地が崩壊するか分からない時代であります。1か所に、しかも自己水源ではないところに多量の飲料水を依存してしまう危険は絶対に避けるべきであると考えます。

非常事態の際には村の水源だけで村民が生存できるような仕組みは可能ならば確保しておくべきです。これは逆に隣接自治体の非常時には応援給水として活用できるものであります。自己水源を持たない自治体は非常時に大きな弱点を抱えてしまうこととなりますから、水源問題は日常的な水道経営の視点からだけで考えるべきではなく、非常時のリスク管理の視点で見ると考えます。

さらに言えば、地下水源の揚水ポンプは定期的に休止しながら間欠的に順番に稼働させることで目詰まり等を防止する延命措置も可能ですから、こういったことも考慮しながら多様な水源を常時確保しつつ経費の軽減を探ることを検討すべきと考えます。

飯島町からの受水量もこういった視点も考慮して交渉に当たっていただきたいとも考えますが、村長の見解を伺いたいと思います。

○村長 受水につきましては、飯島町と現在協議中であります。

御指摘のとおり、依存水源に頼り過ぎることの危険性については認識をしておりますので、今ある井戸水水源の保全、回しながら利用するという含めて、場合によっては、過去に電気探査を行ってきた調査もありますので、井戸の新たな確保ということも考えていきたい。これも検討をしながら進めていくということでございます。

○7番 (桂川 雅信) 地下水源を確保するという御意見でしたので、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

次に参ります。

3番目「村の緊急時避難施設の整備について」です。

今年7月の豪雨の際と10月の出火の際に緊急避難として村営住宅の緊急避難施設に入居された御家族がおりました。

夏の避難時には、避難された方が御高齢の方でしたので、熱中症予防のため部屋にエアコンを設置してもらうよう村に要望したところ、即座に手配をしてもらいました。村の迅速な対応に感謝したいと思います。

ところで、10月の避難者の場合は着のみ着のままでしたので、身の回りのものを皆さんが助け合いながらそろえたという事情がありました。

そこで提案なのですが、決して新品を購入する必要もありませんので、生活に最低限必要な道具を避難者の施設に提供してもらえるように村民に呼びかけてみてはいかがでしょうか。粗大ごみや小型家電の回収のときでもよいかもかもしれません。例えば、まだ使える買い換えを考えている家電製品や倉庫にしまったままのもらった食器ややかん、布団や毛布、座布団などなど、2人家族が取りあえずすぐに生活できる家財類はそろえてみてはいかがでしょうか。これらの生活道具が取りあえずそろっているだけで、緊急避難した方は安心して生活再建の準備に取りかかることができると思います。

村営住宅の緊急避難施設は、村民だけではなく、身分を周辺の居住者に明かせない利用者もおり、駆け込み寺のように使われることもありますので、入居したらすぐにも生活ができる仕組みを整えてあげる必要があります。お金はかけずとも、工夫さえすれば村民の心が避難した方に寄り添うことは可能と思います。同じ家財道具が一度にたくさん集まっても困るでしょうから、調整の方法だけ工夫をしていただいて実現にこぎ着けていただければと思います。細かいことですが、この緊急避難施設には他の居住者と同じ簡易倉庫がついておりますので、保管物をこういったところに保管していただくことも可能と思います。いかがでしょうか。

○総務課長 御質問は村営住宅であります。私が保健福祉課にありましたときにいわゆる緊急

避難施設として使っていた経験がありますが、すぐに使える状態にしておく場所が必要ということとは常々感じておりました。

当該施設につきましては、これまで施設に入るなどして住居を引き払ってしまうという方から家電製品などを譲り受けて若干の配置をしておりますが、常に万全な状態かどうかということの確認はできておらないかなあというふうに思います。

また、そのほかの生活用品も十分そろっていないというのは御指摘のとおりかというふうに思いますので、いざというときにすぐ使える状態にしておくという意識は、やはり少し足りなかったのかなあというふうに思っております。

避難施設にそろえるもののそろえ方ではありますが、最低限必要なものは当然村で用意すべきかなあというふうに思います。

物をそろえる方法として、議員御提案の村民の皆さんに呼びかけるという方法はあり得る方法かというふうに思いますが、この方法は、決して緊急避難施設に限らず、地域内の資源の有効活用という点でも有効な方法かなあというふうに思いますし、運動としましては、ちょっとそちらのほうに展開をするほうが好日的な姿なのかなあというふうに感じるところでございます。

村営住宅を避難施設とする場合につきましては、一定の事態とか状況にめどが立つまでの間、ある程度の期間の生活ということが想定されるというふうに思います。誰しもが取り急ぎ必要になるものは当然用意しておく必要がありますが、もう少し長い目で見ると必要かなあというふうに思います。被害に遭った直後、あるいは何らかの理由で逃げてきた直後の状態につきましては、数日間例えばホテルを利用していただくというような運用をしているところもありますので、そういった方法と併せて、災害の規模にもよりますが、検討していく必要があろうかというふうに思っております。

○7番 (桂川 雅信) 今、総務課長からちょっと踏み込んだ御回答をいただいておりますので、私のほうから見てもついでに申し上げますが、実は、この質問のときにもう一つしようと思っていたのは緊急避難の際に避難者の生活をどうやって確保していくかっていう問題でありまして、実は、日本の場合は法的な整備はされておられませんので、なかなか難しいと思いますけれども、イタリアでは、法律上にきちんと規定をされて、3日の間に衣食住全部、生活が完璧にできるようになっています。特に食事、それから寝床、トイレ、この3つについては3日のうちにきちんと整備をすると。食事は物すごい食事がきちんと出ます。1週間以内にワインも出るという、イタリア人ですから、そういう食事が。つまり、日常生活がそっくりそのまま再現できるような避難というふうに、避難生活というふうになっていまして、こういう意味では非常に、国際的にもイタリアは非常に進んでいるというふうに思いますけれども、そこまでは申し上げませんが、日本の場合の避難、特に体育館なんかで雑魚寝でみんなが避難するというような状態は早く脱出してほしいと、個人的にはそう思っています。実は、この質問のときについでにそのことを申し上げようと思ったんですけど、総務課長からちょっと踏み込んだ発言がありましたので、私のほうからの意見として申し

上げておきます。

次に4番目ですが、アンフォルメル美術館、天体観測施設、ハチ博物館は交流施設の視点から運営を見直してほしい。

本年10月14日に議会厚生文教委員会は、兵庫県豊岡市、城崎国際アートセンターを研修先にして調査を行ってまいりました。この研修の詳細は別途報告書に記載しておりますので、そちらをお読みいただきたいと思います。研修で得られた知見は、ぜひ中川村でも生かしてほしいと思っています。この研修の成果は幾つかありますが、アーティスト・イン・レジデンスの手法というよりも、理念を村づくりにどのように生かすのかという点で大きなヒントを与えられたということにあります。

村づくりというと産業基盤や施設整備が中心になることの多いテーマですが、文化や芸術も1つの中心に据えることで、波及効果の大きい、しかも若い方々が集まりやすいテーマになり得ることをK I A Cの取組は現実の数字で示しています。

ここで申し上げたいのは、アンフォルメル美術館、天体観測施設、ハチ博物館を博物館類似施設として教育委員会の指導の下に置くのではなく、交流施設の視点から施設の運営を見直すべきではないかという点であります。

博物館法では、博物館類似施設は教育委員会の管理下に置くことを義務づけておりません。全国では、教育関係以外の行政機関や民間団体が管理運営している博物館、類似施設は多数あります。むしろ、そのような施設のほうが自由な発想でイベントを開催し集客に成功しております。

かつて私が関与した県立の科学館は、県教委、行政機関ですけれども、県教委とは異なる行政機関の管理下にありましたけれども、私が指定管理者として館長の任に就いた後の5年間で管理経費は大幅に削減されていたものの、自由な発想で繰り返し行事を開催して、学校現場とも連携しながら、それまでの入館者数4万人を8万人以上に増加させたことがあります。

地方自治体の博物館施設が教育委員会の下になければならないのは、博物館、美術館が地域の教育、研究、学術の中心的な役割を担うことが求められているからで、そのための必要な人材と資源を確保しなければならないからであります。

一方で、村づくりの役割を担う博物館類似施設は、施設を利用した教育、研究が目的ではなく、地域住民との交流、域外との交流の拠点としての役割を担っていますので、施設の運用管理方針が異なっていて当然だと思います。

むしろ、アンフォルメル美術館、天体観測施設、ハチ博物館などは、教育委員会の下を離れて活動するほうが学校教育、社会教育との関係も自由に展開することができるようになるのではないのでしょうか。

K I A Cは、発足時から教育委員会の管理下ではなく、現在は大交流課という組織の一部ですが、設立当初から市内の小中学校の影響力を持ち続けており、新たな人材養成にもつながっていると報告されていました。

中川村は、文化芸術・創作活動の薫りのする村です。この薫りを村づくりに生かさない手はないと思います。

○村 長

私は、アンフォルメル美術館へのキュレーターの採用を以前から強く要望しており、来てくださる方を探し歩いておりますが、芸術家というよりも村づくりのオルガナイザーとしてお越しいただくことが重要だと思っています。村長と教育長の御見解を伺いたいと思います。

アンフォルメル美術館のお話をいただきましたが、質問いただきましたが、ちょっと関連をしておりますので、私のほうで述べさせていただきたいところがあります。

ハチ博物館でありますけれども、これは御承知のとおりかと思いますが観光開発株式会社、望岳荘のほうで管理をしております。非常に子どもの目には興味深く映るのがハチ博物館だそうでありまして、この活用の方法はまだまだ考える余地があります。実際には望岳荘が申し上げたとおりに管理をしておるということであります。

さて、美術館を活用して来館者をどうやって増やすかということに学芸員の方は一番頭を使うというふう聞いております。アンフォルメル芸術の作品の展示と説明だけでなく、広いジャンルの作品展などを企画し、あの美術館に行けばいろんなものが見られるっていうのは、人はそれぞれ思考といますか、ありますので、絵画である場合もあるし、それが具象画、抽象画ということもあるでしょう。また、彫刻とかいうこともあるでしょうから、そういった意味で申し上げます。あの美術館に行けばそういったいろんな幅広いものが見られるというふうになれば、当然集客数もアップしていこうというふうに思っております。現在も指定管理者の皆さんの力で来館者は過去よりも増えてきております。この現状を見て、この美術館をさらに世に出していただければそれでよいというふうにお考えのところでありまして、行政の下に置く、あるいは教育委員会の下に置くという議論の前に、今、議員がおっしゃったように、アンフォルメル美術館ですとか、っていうか、議員がおっしゃったように、この美術館がさらに世に出ていく、来館者の皆さんも増えてくる、こういったことが、結果的に中川村が知られていくことになるだろうというふうには思っております。

アンフォルメル美術館と天体観測施設の銀河ドームについては、現状を教育長が答弁をいたします。

○教 育 長

今、村長からもお答えありましたが、アンフォルメル美術館や天体観測施設の銀河ドームにつきましては、その分野における文化、教育、研究を担う施設であり、開館以来、紆余曲折もありながら、運営を担っていただいている管理組合や有志の会の皆さんにも御尽力いただき、村の大事な施設として維持、継続してまいりました。

御存じのとおり、アンフォルメル美術館につきましては、1989年に鈴木崧氏の施設美術館として竣工、その後1993年に村の美術館として開始し、2005年からは指定管理者制度を導入しまして管理組合が管理運営を行っております。

入館者数につきましては、年々増加をしております。近年はコンスタントに1,500人前後を数えるようになり、昨年度につきましては、ついに2,000人を超えるに至っております。これは、管理組合がジャンルを広げて企画展やワークショップを工夫したり、村内の作家とのコラボレーションに取り組んだりした成果でありまして、村内外の皆さんが交流する機会を広げることに寄与していると考えております。

また、銀河ドームにつきましても、ここ数年、望岳荘宿泊者の利用が進み、2019年度、昨年度につきましては入館者 512 人中 261 人が望岳荘からの入館者でございました。

こうした取組がそれぞれの施設に魅力を与え、これからの村づくりにつながっていく可能性を有していると私どもも捉えておりますが、一方で、新型コロナウイルス感染症の影響が殊のほか大きく、ウイズコロナという視点からも運営の在り方を検討する必要があります。アンフォルメル美術館は 2023 年に 30 周年の節目を迎えますので、それに向けて、これまでの在り方を整理し、議員の御提案も含めて、これからの在り方について検討していきたいというふうに考えております。

○7 番 (桂川 雅信) 前向きに御検討いただけるということですので、ぜひお願いしたいと思いますが、1つだけ、この件について誤解のないように申し上げておきたいんですが、こういった博物館類似施設の運営に当たって、例えば民間でこれを運営するっていうふうになったときに、入館料で全部この管理を賄うっていうことは絶対に不可能だということでもあります。まず、それだけは承知をしておいていただきたいと思えます。こういった施設というのは、入館料だけで全部賄うっていうことは非常に不合理なことを起こしてしまいます。むしろ、先ほどちょっと御回答ありましたけれども、この施設に来ていただく方々が村の中も一緒に回っていただくということによって村との交流人口が増えていく、あるいは村の中で買物をしていただくというようなことが、あるいは宿泊していただくというようなことが続いていくことで村と入館者との関係が深まっていくことを目指したいのであります。研修に行きました城崎国際アートセンターも、あそこ自体は利益を生み出しているという組織ではありません。ただ、そこへ集まってくる、海外からもたくさんいらっしゃっていただけますけども、そういう方々が口コミで広げていって、国内にもそういううわさが広まって、落ち込みがちであった城崎温泉がむしろ回復の道に今入ってきたと、たまたま今回コロナでしぼんじりましたけども、昨年までは5年間ずっと上り調子であったという話を聞いております。ぜひ、そこだけの、博物館、美術館だけの問題にはしないで、村へ訪れていただく人を増やすという目でぜひ見ていただきたいというふうに思います。

次に、5番目に移りたいと思えます。

5番目、陣馬形山山頂付近の路頭の保全処置と景観資源、文化財ガイドの仕組みづくりをぜひお願いしたいということでもあります。

本年9月に陣馬形山山頂に向いた際に写真のような露頭を見ました。これまで行われた山頂駐車場に通じる道路の拡幅をする工事でありまして、山頂に向かって左側の斜面の掘削をとこらに出た露頭であります。写真を見てお分かりのように、露頭の表面に白い脈状のものが見られると思えます。私は地質の専門家ではないので、信大の大塚先生にこの写真を送って見てもらいましたが、現場を見ていないので何とも言えないがということわりつきです。変成岩に砂状の岩脈が入ったものじゃないかとの御連絡をいただきました。実際のところは、まだ見ていただいておりますので、専門家に、これはちょっと見ていただかなくてはなりません。もう一つ、陣馬形山山

頂からの景観は地形、地質の教科書として優れた教材ですけれども、山頂そのものにも地質年代に隆起した痕跡を残していたことは驚きでありました。これらを含めて専門家に意見を求めて露頭の保全措置について検討していただきたいと思えます。

また、これらの景観資源・文化財を御案内できる地域ガイドを早期に養成するように検討してはどうでしょうか。

私自身が立ち上げから5年間関わったおいなんよ松川の会は、マップ作りからのスタートでしたが、中川村には既に素材はかなり整理されていますので、自分たちで説明内容を作成することもそれほど困難ではないと思えます。村を訪問したお客さんが来てよかったと思ってもらうためには、単に山頂に登ってきれいな景色と感動して帰るだけではなく、その感動に付加価値をつけて帰っていただくことが必要であります。この付加価値こそが中川村を強く印象づけることになり、リピーターへの道を開き、村に関心を持ってもらう交流人口の増加につながるのだと思えます。行政は仕組みをつくるだけでよいと思えます。目的さえ明確になっていれば、あとは集まった村民が運営して知恵を出し合うと思えます。

この構想は、実は2014年に私が陣馬形山大地の博物館構想を示したときからのものですが、坂戸橋の重要文化財が決定した今、関心のある方々にお集まりいただくときが来ていると感じますが、いかがでしょうか。

○村 長 道路拡幅で削ったのり面が地質年代に隆起した痕跡かどうか専門家に調査をしていただく、そういう機会をつくるっていうことは必要だというふうに思っております。7番議員の御指摘のような貴重な証拠であるなら、保全のアドバイスもいただくと考えております。

併せて、伊那谷の地形についても専門家の目からその価値についてお話をいただければありがたいというふうに思っております。

地域ガイドの説明があれば、陣馬形山の成り立ちですとか、伊那谷の形成、さらに重要文化財、坂戸橋にも深い理解が得られるというふうに考えられますので、教育委員会サイドと協議をいたしまして、例えば中川村文化財案内ガイド衆——「衆」って「皆の衆」の「衆」ですけど、こういったような集団の——集団っていうか、専門家の組織ができればすばらしいなというふうに考えております。

9月定例会で8番議員から歴史を語る人の育成をという御質問もいただきましたので、こういったこととも併せて組織化に向けて考えればよいというふうに思っております。

あと、教育長のほうからこれについても答弁をさせていただきます。

○教育 長 今、地域ガイドの育成についてお問合せがありましたけれども、公民館の事業の中で取り組めることを探してみたいと考えております。まず、村民の皆さんに地域への関心を掘り起こす機会をどうつくっていくかっていうこともあると思っておりますので、現在、公民館の講座に郷土を学ぶ会という講座がありまして、そこでも来年度は坂戸橋を取り上げる方向で検討しておりますので、そういった機会を大事にしていきたいというふうに思っております。

○7 番 (桂川 雅信) ちょっと今の質問の最後のほうに申し上げましたけども、陣馬形山の山頂から見る景観、地形というのは、ある意味、教科書であります。地形学とか地質学の皆さんから見ると、専門家から見ると、本当にあのまま全部パノラマで写真を撮ると、そのものが教科書になるような景観なんですよね。その意味では非常に面白い、誰もが見ていてびっくりするような、そういう景観ですので、ぜひ、そこは力を込めて整理をしていただきたいと。

それから、もう一つ、実は最近、専門家の方から伺ったんですが、中川村にはチバニアンと同じ地質が残っていますよね。もう御存じの方は多いと思いますけど。坂戸橋からずっと山頂まで、陣馬形の山頂までを巡るルートというのは、いろんなコースが考えられて、しかも遠くから来た方から見るとびっくりするような村の遺産って言うといいかもしれませんが、自然の遺産そのものが教育的な価値を持っているという所がいっぱいありますので、それは、ぜひ村の中できちんとみんなで整理をして、誇りを持って来客者に話ができるような、そういう仕組みをぜひつくっていただきたいと思います。これは、もうやればできると思います。そんなに時間もかからずにできると思います。中川村は、もう既にガイドブックのようなものが実は出来上がっていますので、それをどうやって血肉にしてお話するかだけだというふうには思っていますので、ぜひ、そういう仕組みづくりに力を向けていただきたいと思います。

最後、6番目になります。次期村長選挙への宮下村長の見解を伺いたいということでもあります。

中川村は、来年春に村長選挙のときを迎えます。

村長は、本来4年間で仕事をなすべきところですが、昨年度末からの一年間はコロナと災害対策にかなりの部分を注ぎ込み、4年目となる今年のイベント等は全て中止となりましたので、じくじたる思いがあると思います。

しかし、この3年間は、村民の安全・安心の生活防衛に大きく貢献したと評価できると思います。特に、コロナ禍の影響で生活が一変してしまった村民への素早い対応は、村民と事業者への励ましのエールとなりました。

村長選挙は来年に迫りました。村長がスローガンとして掲げた「都市もうらやむ農村をつくろう！」は道半ばというより道を創って歩み始めたところかもしれません。次年度村長選挙に向かったの現在の気持ちを聞かせていただきたいと思います。

○村 長 お答えをする前に、今年のコロナ禍で真っ先に村民の生活防衛ということを掲げて、これを実際に軌道に乗せたというか、早く手をつけたことにつきましては、議会の御意見と御理解があったものと、これがなくて、いろいろやり方について、言い方は変ですけど、やゆされるようでしたら、これは進まなかったという意味で、議会には、まず感謝をしております。

それでは、お答えといたしますか、御質問についてお答えをしまいたいと思っております。

長くなりますので、その部分は割愛をさせていただきたいと思いますが、まず、立候補するに当たりまして公約をしたわけでありまして、新しい発想を持って、

さらに活気のある村づくりを進めたいということで、村の基幹産業である農業と商工業を大いに盛り上げるということから始まって、最終は日本国憲法を守り自衛隊の海外戦争に出動させる安保法制の廃止を目指すということまで含めて7つの大きな柱をもって事業を進めてきたつもりであります。

就任してからすぐに取り組み、実行したことでありますけれども、第1子からの出産祝い金の引上げ、それから子どもの医療費無料化を継続し、窓口本人負担無料化を実現するというところでありまして、これは実現をできたと思っております。

曾我村政の政策で繰越しとなっておりましたサテライトオフィスを設置、これはシェアオフィスという形で実現をいたしました。都会から、また地方で働く環境づくりと定住化へつなげていくということもしてきたつもりであります。

中組に若者向けの2戸1と言われるタイプの村営住宅を建設し、また小平地区との協議によりまして分譲地も増勢をしてきました。

それから、長年つくろうと考えておりましたことについてちょっと申し上げてみたいわけでありまして、障害者の皆さんの共同生活の場である障害者グループホームは、御自宅の改築で実現をすることができました。

さらに、地域活動支援センターについても、かつらの丘マレットゴルフ場のクラブハウスを改築し、開設のめどが立ったところであります。

幼児から高校卒業までの子どもたちの発達を見守り応援する体制づくりは、公約に掲げた事柄でありましたが、実は、小さい村ではありますけれども、社会福祉士を2名採用し、助産師も増やす中で、子どもから高齢者まで包括的に対応する体制づくりが着々と進んでおるとというのが今の自信の評価であります。

ただ、いまだに至らないことも、現実にはできていないこともあります。

一番の柱でありました中川ブランド、こういったものの商品の——商品といいますか、ブランド商品の開発と販売方法の検討を進めていく、そういう中で産業の振興と雇用拡大を図るということについては、これについては、まだまだできていないところだというふうに思っております。

また、新規就農者が研修から円滑に就農できるような仕組みづくり、これを掲げたわけでありまして、これには至らない、至っておりませんが、新規就農を目指す意欲のある若者を育てるという意味で、里親農家に多くの農家に協力をいただきまして、幾人かの農家が生まれております。

それから、実現に至らないことでありますけれども、チャオ周辺のさらなる活性化を支援するという項目がありました。これらは、取組を始めましたけれども、実現には至っておりません。しかしながら、農協の片桐支所の廃止、中川支所に一本化するというに伴いまして、空いた施設をお借りする形にはなりますが、農業観光交流センターの開設を順調に進めておるところであります。

それから、安心して安全な生活を支えるということを公約に掲げたわけでありまして、御承知のとおり、気候変動の中で、木質バイオマスを活用する仕組み、木の駅というものを造り、まきボイラーを望岳荘に設置してまいりました。そういう中で、

小さいながら地域通貨のイーラも発行し、動き出しております。

リニア中央新幹線工事の発生土運搬の要の地域であります渡場交差点付近を中心にしました環境の悪化を防ぐこと、これは、これから搬出が本格化するでしょうから、こういったことはこれからが正念場だというふうな感じをしております。

これに関連してでありますけれども、気候変動で災害が毎年のように起きております。小和田地区の堤防のかさ上げで安全な地域づくりの動きが、実は、現在始まっております。

併せて、将来のいわゆる農業の在り方、スマート農業ということになるんでしょうか、圃場の大規模化をして省力化をしていくこと、これは、後継者も含めて、こういう形を取らなければ駄目だと思っておりますので、これも併せてうまくいったら安心して安全な地域づくりの一環として芽が出始めていると、こういうような現状であります。

公約の中でまだやり残していることが申し上げたとおりあるわけありますので、私としては、いろいろ考えるわけあります。

美しい村連合に加盟して美しい村づくりを進めておりますけれども、村民全体の村づくりについては、まだまだであります。

しかしながら、村を応援してくれる企業も現れておりまして、この企業とのよい関係を保ちつつ、観光宿泊の拠点であります望岳荘の運営も引き続き続けていかなきゃいけない、こういう現状にあると思っております。

人口減少の時代にあって、人口密集地から地方に目を向ける企業や地方に生活を移すことを考える人たちが増えていることは、報道でもあったとおりだと思っております。

コロナ禍での飲食業、小売商店、村内企業も苦しんでいるわけありますけれども、何とか耐えているのが現状だというふうな中で、もしお認めいただけるなら、やり残した公約の実現、安心な地域づくり、コロナ禍の中でもそれに負けない村づくりをこれから目指していきたいというふうに決意をしておる次第であります。

○7 番 (桂川 雅信) 心強い決意表明と受け取りました。

以上で私の質問を終わります。

○議長 これ桂川雅信議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時20分といたします。

[午後0時06分 休憩]

[午後1時17分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 中塚礼次郎議員。

○6番 (中塚礼次郎) 私は、さきの通告に従いまして質問をしていきたいというふうに思っています。

まず最初に、「コロナ禍での事業運営と対応について」ということで質問させていた

だきます。

昨年のこの議会では予想もされなかった新型コロナウイルスの感染症の拡大は、第3波へと、この上伊那にも感染を広めています。第1波から2波の終息の兆しも見え、日常生活や学校生活、村内の経済活動も元に戻りつつあったかの状況は一変いたしました。村内には自粛感が広がり、中川での第1号にはなりたくないという会話も耳にいたします。

コロナによる影響は、飲食や観光業をはじめとするあらゆる業種と国民生活、日本経済に大きなダメージとなっておりますが、そんな中で、今まで経験のない感染症への行政の素早い対応、多岐にわたる支援策をきめ細かに講じられてきたことを大いに評価したいというふうに思います。

令和2年度から令和11年度を目標年次とした村が目指す指針、第6次総合計画が策定され、スタートしました。平成30年からの計画策定段階では、コロナウイルス感染症の発症による世界的な感染拡大もない中での策定であり、終息の予測も立たないコロナ禍で計画の2年目を迎えます。村を取り巻く環境や経済状況のさま変わりの中、コロナウイルス感染症から命と暮らしを守り、持続可能な村づくりを進める次年度への行政方針について考えをお聞きいたします。

○村長 今、議員おっしゃられたとおりかと思っておりますけれども、コロナウイルスにつきましては、今の山を乗り越えた後に、乗り越えるってことは谷が見えるわけでありまして、再び気を緩めると感染が拡大するということは、まず間違いない。過去に第1波、第2波、そして第3波が一番大きくなっておるわけあります。コロナウイルスと共存する社会生活のありさま、ありよう、これを探ることになるわけあります。地域における活動も工夫をしてやっていただきました。集まりの持ち方——集まりってというのは集会、地区における会議、それから団体でのいろんな清掃活動ですとか、そういうものであります。その持ち方、地域事業につきましては、一定の注意点をお示ししつつ、しかも委縮しないような方法を併せてこれからお示しをしていきたいというふうに考えております。

御質問の命と暮らしを守り、持続可能な村づくりを進める次年度への行政方針ということでありまして、これにつきましては、第一に、コロナの時代を共存するという意味で、基本をきちんと守っていくということと、行政はもとより、地域における皆さんの活動のありようをちゃんと示していくというのが基本になるかというふうに思い、考えております。このことにつきましては、仮に首長が交代したとしてもずっと守っていかなければいけない、これを基本にすべきだというふうに考えております。

○6番 (中塚礼次郎) 感染の終息の見えない不安、それから開発されつつあるワクチンの安全性や接種の普及がどうなるかへの不安、多くの不安がある中で、感染の第3波の拡大により今後も厳しい状況にあるあらゆる業種への支援策を引き続き講じていくことが必要というふうに考えるわけあります。その支援についての考え方を伺います。

○村 長 最近ですけど、イギリスで、これはイギリスの話ですけど、イギリスにおいてワクチンの使用を許可といいますか、接種を始めるよということを認めるということ、首相のお話がありました。今の菅内閣も、補正予算の中で何を言っているかっていうと、1つはワクチンの普及拡大、これを国のいわゆる責任の下で、無料でというような言い方だったような気がしますけども、普及をしていくという計画を担当の厚生労働省に指示しておるといことですから、いずれはそういうことも早くなるだろうという予想もされるわけでありませけれども、とにかく、コロナ禍で村民生活を守り、個人事業主、飲食事業者、観光事業者、企業等について、議会の御意見をお聞きし早い対応ができていくということについては評価をいただいております。

ただ——ただといいますか、こういう中での教訓であります。村民の皆さんの、やっぱり実態をよくつかむこと、そして時機を逸しない対策をその都度打つこと、これを試作全体の柱にして、今後、行政運営に当たる必要があるというふうに考えております。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、村長の答弁の中にもありましたが、1波2波への対応としては、村内の事業者からは大変早い決断をして策を打ってもらったということに対する感謝の言葉も、私も耳にしております。第3波、これの先が分からないわけですので、それぞれ適切な対応で素早い対応をしていただくことをお願いしたいというふうに思います。

コロナの感染の広がりの中で、介護事業に従事する皆さんの苦勞と厳しさを耳にするわけでありませ、ケアマネによる訪問介護の状況、それから独り暮らしのお年寄り、ケアを必要とする方への対応が手後れにならないように支援が求められておるといふふうに思われであります、その対応と考えについてお聞きをいたします。

○村 長 介護現場におけます新型コロナウイルスへの感染症対策については、今年の1月末以降、随時、社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの徹底についてという国からの通達が出されておまして、これに基づいて、包括支援センターでは村内介護事業所とその都度情報共有を図ってきております。国の指針では、社会福祉施設等が提供する各種サービスについては十分な感染対策を施した上で継続的な提供が重要であると示しておまして、介護現場では高齢者施設における感染対策マニュアルを基本に業務の運営に努めておるところでございます。具体的には、令和元年度台風19号災害における介護報酬等の取扱いについてを参考とすることとされております。この中に、この中ですけど、一律的に算定基準を満たせなくなった場合の臨時的措置が示されておりますけれども、幸いにして当村は、この臨時的措置に該当するケースは今のところございません。また、現在までコロナの感染を危惧して通所や訪問を拒むというケース、これは、当介護施設につきましてはございません。また、利用料についても、年金を使つての支払いがほとんどでございますので、収入源によって利用を制限されるといったケースもないため、逆に言うと介護報酬にも影響が出ることもないということでございます。

ただ、基礎疾患を抱える高齢者が利用する介護現場では、感染対策に万全を期すこ

とが重要であるということは、この間の重篤化しお亡くなりになるようなケース、これ非常に偏っておりますので、こういう意味では、村では、地方創生臨時交付金を活用して事業所への助成、補助ですね、助成や緊急包括支援事業の周知などにも取り組んできたところであります。全ての介護施設に一律10万円の支援金をお配りするとともに、各種の感染予防の対策、こういったことも考えておまして、先ほど議会の中でもお認めいただきましたこともそうでありませけれども、補正予算もそうでありませ、とにかく介護施設については万全の支援を取ってまいりたいということでありませ。

今後も迅速で正確な情報収集と感染対策により住民の皆さんに適切な介護サービスを提供できますように、各事業所と協働して取り組んでまいります。

○6 番 (中塚礼次郎) コロナの感染の状況は、世界を見ても、アメリカという大国でありながらも一番弱い者が感染症の犠牲になっておるといふような現実があるわけで、今、村長、質問にお答えいただきましたが、中川としてはきめ細かな対応を心がけているし、今後も、まずそういうことに取り組んでいきたいという強い決意をお聞きしまして、安心しました。

それでは、次の質問なんです、私は9月の一般質問で、小中学校の学校行事について、工夫をしつつ楽しみにしている行事を保障することが必要ではないかということで、学校行事のコロナ禍での在り方について質問したわけでありませ、教育長、当時の教育長からは工夫をすればかなり可能という答弁がありました。先生方や児童生徒により、延期した学校行事の計画や見直しにより、満足とは言えないものの、工夫を凝らし実施されてきておるといふふうに思います。しかし、努力、苦勞された発表の機会を保護者や家族、多くの皆さんの前で発表できないことを児童生徒も大変残念に思っていることと思われ。

ウイルスが活発化する冬を迎えて、第3波による感染がこの上伊那へと広がりを見せ、今後の学校行事の実施について、学校側、教育委員会にとって大変な苦勞と決断を余儀なくされることと思われ。先の見えないコロナ禍、感染状況を十分に判断する中で、学校行事は実施しないことが最善策だとならない、できる限りの感染への対応策と工夫によって行事を児童、子どもたちに保障することが必要ではないかといふふうに考えるわけでありませ、その点についての考えをお聞きしたいといふふうに思われ。

○教育長 9月議会でもお答えしましたとおり、ウイズコロナの中、学校行事は児童生徒の安全・安心を第一に考えて、文部科学省や県教育委員会のガイドラインを根拠に、感染症対策を講じ実施してきておるところでございます。

音楽会やマラソン大会など、校内で実施する行事につきましては、感染症対策を講じまして、やり方を工夫し実施してまいりました。

また、修学旅行や臨海学習など校外で実施する行事につきましては、方面や実施時期を検討、変更しまして、できる限り実施できるよう進めてきたところでございませ。

しかしながら、今御指摘のとおり、今の感染状況、厳しいものがございませ。その

時々の感染状況から、児童生徒の安全・安心が保障できない場合は中止の判断も必要と考えます。ただ、その場合につきましては、児童生徒の思いをまず大事にし、それに代わる行事を行う方針であります。

学校行事は、児童生徒と共につくり上げ、多様な経験を通して成長できる大事な教育活動であるというふうに認識をしております。児童生徒の安全・安心を第一に考えることは当然ですが、さらに、これまでにない視点で学校行事の在り方ややり方を考えるチャンスでもございます。できる限りの感染症対策を講じながら、児童生徒が満足感や達成感を味わえる学校行事が実施できるよう努めてまいりたいと思います。

○6 番 (中塚礼次郎) 全国の例をテレビなんかで拝見しておりますと、6年生なり中学3年生の卒業アルバムの写真が少なく卒業アルバムが思うようにできないというふうな話が、修学旅行に代えて、学校の体育館を使って2泊3日の学校修学旅行というふうな形で、体育館にそれぞれ寝泊まりをして、修学旅行の体験を自分の学校で体験をしてというふうなことで、生徒たちの感想もあったんですが、夜は外で、グラウンドで、キャンプファイヤーじゃないですが火をたいて、そこであれするっていうふうなことで、思い出をつくるという努力もしておるという事例もありますので、今、教育長さんの話を聞いて、細かく気を遣って、とにかく子どもたちに少しでもという気持ちは十分私にも伝わりましたので、ぜひ、大変なことだと思いますが、頑張っていたきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

コロナウイルス感染を踏まえて本年度の各集落の事業も自粛、取りやめを余儀なくされてきておるわけですが、集落での住民コミュニティーも希薄になるばかりであります。1月には各集落の事業年度のスタートを迎えるわけで、新年度に向けた事業計画、予算策定もしなければなりません。コロナ禍での地区住民参加で実施される村事業の計画と取組内容について考えを示す必要があるのではないかとこのように考えるわけです。例えば8月に行われる中川のどんちゃん祭りというので、例えばそういう例がありますが、そういったことを事前にちょっと前もって、コロナの状況が分からないだけに、今の各集落での事業計画の段階で考えを示す必要があるというふうに私は考えるんですが、その点について考えをお聞きします。

○村 長 どんちゃん祭りにつきましては、来年どうするかということについて基本方向を議論いたしました。このことについては、いずれ、総代会もその中に加わっていただいておりますが、より近いうちに改めて村民の皆さんにきちんと伝えるような機会を早いうちに取る必要があるというふうに考えておるところであります。

そういう意味で、実は、議員が言われたことは、コロナの中で各地区でも事業をどのように開催していいか、あるいは、もう一律自粛しましょうとか、そういうふうな思いもあったところですけど、非常に、開催の方法、あるいは中止等のやり方について非常に迷ったということでもあります。これも、1つは方向をひとつ示す、行政のほうから示すということが遅れて開催に迷うことが多かったという御意見をいただいております、これを受けまして、コロナ下ではありますけれども、村としても事業計画を非常に立てにくい状況にはあるわけですけど、各地区に御協力をいただく事業に

つきましてはできるだけ早くお示しをしていきたいというふうに思っております。

今まで続けてきた事業についてであります、実施するのいかないのか、実施する場合についても、少なくとも期日については遅くも新年の総代会までには何らかの形でお示しをさせていただきたい、いくつもりであります。新年の総代会は1月9日を予定しておるわけでありますので、大きな方向については、ひとつここでお示しをさせていただくということ考えております。

○6 番 (中塚礼次郎) 各地区、それぞれ集落の役員の先頭に立って一年頑張る人たちにとっては、その点が非常に、なかなかはっきりつかめないという点で、集落の事業の中でどういうふうに進めていいかっていうのはやっぱり悩みの種だというふうに思いますが、今、村長がお答えいただいたように、9日の新年の総代会までには、大まかな方針というか、取組状況についての話があるということですので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

コロナウイルス感染症の全世界に及ぶ拡大は、今まで守り引き継がれてきた伝統、文化、住民間での助け合い、絆までも奪い去ろうとしているのではないかとこのように危機感を持ってしまいます。長年途絶えていた地元神社の獅子舞や傍目・キツネ踊りを復活させて40年余り経過しますが、大変心配されるところであります。

また、結婚式や葬式の在り方も大きくさま変わりするものと思われま。

公民館の分館事業も本館での会議や事業も自粛対策により以前のように実施できない状態となっておるわけであります。事業を実施するには、役を担う人も参加して成し遂げる人にとっても大変な苦勞を伴い、事業がなければ楽だとなり、なくてもいいんじゃないかとなる。コロナ対策は無理して活動しないことだとならないために、コロナ禍での本館事業の在り方、分館事業の在り方について、感染状況を見極め、判断の中で明確な方針を示す必要があるというふうに考えます。先ほども、ちょっと村長、行政的な公民館以外のことでもそういった方針を具体的に出したいということですが、公民館としてもそういうことが必要じゃないかというふうに思いますが、その点について考えをお聞きします。

○教育長 皆様御存じのように、公民館の活動につきましては、社会教育、生涯学習やスポーツ、文化活動の拠点でありまして、村民の皆さんがこうした事業を通して学び交流して、それぞれの生活に潤いをもたらす大事な場であるというふうに認識をしております。

新型コロナウイルス感染症の広がりから、参加される皆様の安全・安心を第一に考え、感染症対策を講じ、やり方を工夫して、当初の事業計画に沿いながら、できるだけできる形を模索してこれまでも実施をしてきておるところでございます。

これまで続けてきている事業につきましては、実施を基本に計画を立てていく方針であります、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ検討し、実施について、その可否等も含め、できるだけ早くお示しをしていきたいと思っております。

繰り返しになりますが、実施を基本にこれからは考えてきたいというふうに思っております。

また、分館の事業につきましても、感染症対策については、これまでも御相談をいただきながら、こちらも取り組んでまいりましたけれども、これからも感染症対策を十分に講じられるように、御相談を受けて、支援をしながら、実施の方向を大事にしていきたいというふうに思っております。

○6 番 (中塚礼次郎) 各それぞれの分館でも一体どうしたらいいのかなというふうなことだと思いますので、また分館への指導もしていただいて、いい知恵なども御指導いただいて、今ほとんど、私の分館でもそうですけど、分館の事業がもうストップして、やらないというふうな方向になっておるとというのが現状ですので、特に、これがずっと、1か月我慢すれば済むということでないんで、1年2年と続いていったときに大変な状況になるってということが一番危惧されますので、その点は、分館への指導も入れながら、ぜひ公民館活動がコロナ禍でもそれに沿って活発な活動ができるようお願いしたいというふうに思います。

次の質問でお願いしたいというふうに思いますが、「安全な道路整備のための改良・舗装工事に伴う地元負担について」ということで質問をさせていただきます。

中川村の村道の現況は、令和2年3月31日現在、1級路線が6路線、2級が20路線、その他452路線で、実延長は2万3,623メートルということです。そのうち改良済みが39.7%で、舗装済は69.7%というのが状況であります。

中山間である村の地形から、道路の新設、改良、舗装工事に多くに事業費を必要としてきました。事業費の財源として過疎対策事業債、辺地対策事業債、社会資本整備総合交付金が充当されてきておるわけでありましたが、加えて、全ての道路工事ではありませんが、地元への負担をお願いしてきております。負担金の徴収について、私もですが、十分な理解がされていないのが現状だというふうには私は認識しておりますので、地元負担金の徴収に関する基準と詳しい内容についてお聞きをしたいというふうに思います。

○建設環境課長 村が施工する土木関係工事に係る分担金の徴収に関しましては村土木関係工事分担金条例で定められておまして、その具体的な徴収基準につきましては別に村土木関係工事分担金徴収基準として定めております。現在、この基準に基づき、村が施工する村道維持補修、災害復旧、交通安全施設工事以外の道路新設改良・舗装工事につきましては地元協力金を負担していただいており、地元負担金については毎年1月に行われている土木林務部長会において御説明をしております。

その内容ですが、建設改良費の負担率につきましては、1戸当たりの通算負担額によって異なりますが、5%~1%の範囲で1級村道、2級・その他村道とも1戸当たり通算負担額が2万5,000円を限度額といたしまして、それ以上は賦課をしております。

また、舗装につきましても1戸当たりの通算負担額により10%~1%の範囲でお願いをしております。

○6 番 (中塚礼次郎) 村の限られた財政状況の中で、今説明していただいた基準のとおり道路の新設改良や舗装工事に地元負担をお願いして進められてきておるわけでありま

すが、これは過去の事例であります、住居を置く集落以外の集落内の道路改良工事の負担を所有する農地があることで納めてきたことがありました。

村の基幹産業である農業ですが、多くの専業農家が高齢化の進行の中で減少し、耕作困難になった農地は集約され、法人化や大規模経営を目指す専業農家に委ねられてきています。地元負担金は関係する集落で負担がされておりますが、高齢化の進行の中で、今までのような活発な経済活動が行われないのが現状であります。それぞれの地区内での高齢化の進行は、道路改良や舗装工事による地元負担を厳しいものとしております。しかし、そんな中でも安心して安全に利用のできる道路整備が求められるわけでありますが、地元負担の在り方について、私は負担をなくしていくべきだというふうに考えますが、軽減への見直しも含め検討が必要だというふうに考えます。その点について村のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○建設環境課長 各地区の人口や戸数の減少、それに伴う高齢化の進行等、村外からの移住者の増加など、各地域、地区の事情や時代の変化とともに地元負担の在り方については見直しに必要性があると考えております。

しかしながら、財政上限られた予算の中で各地区の道路整備を進めるに当たり、地域間の公平性を図るため、古くから道路改良工事地元協力金をお願いしてきた経過があります。そういったことにつきまして、基準の見直しについては、これまでの各地区の負担状況、上限等ですね、等を勘案しながら検討していきたいというふうに考えております。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、課長、答弁いただきましたが、いろんな検討をしていかなければならないこともありますので、十分にそういった点を考慮していただいて、軽減へ向けての見直しをぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、財政規模の小さい、今、課長も話がありましたが、中川村にとっては、過疎対策事業債は事業を行う上で財源として大きなウエイトを占めておるわけでありまして、道路の新設改良だとか舗装工事の事業費は主に過疎対策事業債を財源としてきておるわけでありまして、いつ過疎債の枠から外れるかが大変心配されるところであります。今後の道路改良や舗装工事と国の過疎対策事業債の成り行きというか、見直しについてお聞きをしたいというふうに思いますが、よろしく申し上げます。

○建設環境課長 村道とか道路関係だけではないんですけれども、村の財政上かなりのウエイトを占めております過疎対策事業債なんですけれども、その中でも特に村道の改良及び舗装工事につきましては、引き続き地元要望のほうを確認しながら、財政部局と協議をしながら進めていきます。

国が過疎の自治体を支援する過疎地域自立促進特別措置法は2021年3月末で期限切れを迎えるため、超党派による議員立法で新法を検討中だそうです。過疎法が指定をする過疎地域は、人口の減少と財政力指数が要件となっておりますが、新法の素案では人口減少率の基準年の見直しを検討するとしています。ただ、人口の減少率や合併前の過疎市町村の扱いのほか、不確定な面もあり、実際にどうなるかは、現在流動的で動いております。

○6 番 (中塚礼次郎) 中川にとっても大変重要な財源になるもので、これがどうなるかということは大変心配ですが、先行きを注視しながら、その中で道路改良、安全で安心に利用できる道路改良等を進めていただかなければなりません、ぜひ、その点もよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

次に、5番 松村利宏議員。

○5 番 (松村 利宏) 私は、一般質問報告書に基づき質問をいたします。

長野県議会は、令和2年9月定例会で議員提出議案として尖閣諸島の有効は支配を求め意見書を可決し、地方自治法第199条の規定により意見書を国に提出しました。

尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることが明らかであり、現に我が国が有効に支配し、領有権問題は存在していません。しかし、中国は、不当に領有権を主張し、尖閣諸島周辺の日本領海内に公船での侵入を繰り返しており、日本の領海に侵入した日数は24日に及んでいます。国民は、尾の状態を何とかしなければならぬと考えていると思います。村民も国民であるため、尖閣諸島の状態を黙認することはできないと考えていると思います。国民及び村民一人一人が真剣に考えるべき問題です。

村長は、村民である前に国民であり、村民であります。村民のリーダーである村長としてこの問題に真摯に対応していただければというふうに思います。

お手元に中国から見た日本の南西諸島の地図及び県議会の意見書を配付してあります。

まず、地図をちょっと見ていただきたいんですが、この地図を見ていただくと、これはさかさまじゃないかと思うと思うんですけども、これ、中国から見たらこんなふうに見えるというところがあります。南西諸島、南西諸島という言葉は聞いたことあるかと思いますが、鹿児島県のここに書いてあるのが奄美大島、沖永良部島、それから沖縄県の沖縄本島、久米島、宮古島、石垣島、与那国島、それから尖閣諸島、そのほか沖縄県にはいろんな島がたくさんありますけども、こんな感じで見えるというところになります。

ちょっと距離的なところはなかなか皆さん分りにくいと思うので、簡単に説明します。与那国島から台湾までは約111キロです。私も与那国島には何回も行ってありますが、台湾は見えませんでしたけども、何か見えそうな雰囲気って感じはしました。当時の80歳ぐらいの方にお会いしたときに聞いたんですが、修学旅行は台湾だったそうです。船で台湾まで行って来たということで、東京は遠いですねという感じを聞きました。与那国島から石垣島は大体120キロです。沖縄本島までが509キロ、東京までは1900キロです。それから、尖閣諸島までが大体170キロ～180キロぐらいです、与那国島からですね。与那国島が日本の一番西の島になります。そういうことで御理解ください。

尖閣諸島は、御存じのとおり、魚釣島、それから大正島等のあれで東西約200キロ、南北100キロと、だから非常に広い海域だというふうに御理解いただければというふ

うに思います。

ちなみに、与那国島には1,670名ぐらい、それから石垣島に4万9,000人、宮古島には5万5,000人が住んでおります。

そういうことで、この辺のところ、なかなか、行かれたこともあるかと思う人もおられるかもしれませんが、行っていないとなかなか分からないという状況を御理解いただければというふうに思います。

今の状況、尖閣諸島の状況をちょっと簡単に説明させていただきます。

沖縄県の尖閣諸島沖合の接続水域を中国当局の船が航行した日数は、11月2日、これ、11月19日現在では300日に上っているということになります。これは、11月2日現在では283ですが、まださらに増えましたということになります。統計を取り始めて以来、最も多くなりました。この間、中国当局の船は領海侵入を繰り返し、日本の漁船に接近する動きを見せるなど活動を活発化させていて、海上保安本部が警戒を強めているという状況です。中国当局の船が日本の領海へ侵入した日数は24日で、10月には、8年前に政府が尖閣諸島を国有化して以降最長となる57時間余り領海に侵入し、日本の漁船に接近する動きを見せるなど活動を活発化させています。

国は、接続水域内での航行や領海侵入などの活動が相次いでいることは極めて深刻に考えており、中国側に対しては現場海域で海上保安庁の巡視船による警告を実施し、外交ルートを通じてその都度嚴重に抗議をしている、尖閣諸島は歴史的にも国際法上も疑いのない我が国の固有の領土だ、領土をしっかりと守るという意味で引き続き緊張感を持って関係省庁間で連携を図りながら情報収集に努め、尖閣諸島周辺の警戒監視に万全を尽くしていく、中国側に対しては、引き続き冷静かつ毅然と対応していきたいと延べています。

しかしながら、中国政府は、沖縄県の尖閣諸島について中国固有の領土だとして周辺の海域に公船を繰り返し航行させるなどして領有権の主張を強めてきました。

2008年12月に法執行機関に所属する公船2隻が初めて尖閣諸島周辺の日本の領海に侵入し、2010年9月に尖閣諸島周辺の日本の領海で中国漁船と海上保安庁の巡視船が衝突した事件以降、周辺の海域を航行する頻度を増すようになりました。

さらに、2012年9月に日本政府が尖閣諸島を国有化して以降は、領海のすぐ外側の接続水域を悪天候の日を除いてほぼ毎日航行するようになり、領海への侵入も繰り返すようになりました。

今年は活動を一層活発にして、4月15日～8月2日にかけて中国海警局の船が過去最長の111日連続で接続水域内を航行したほか、5月には海警局の船が日本の領海内で日本の漁船を追尾し、一時緊張状態となりました。

中国海警局は、2019年、大型化した船を投入しているほか、2018年の機構改革で中央軍事委員会の指揮、指導を受ける武装警察に編入し、戦時における体制が強化されたと指摘されています。

また、中国は、法制度面でも法執行機関と軍の関係を強化し、今年6月、全国人民代表大会の常務委員会で人民武装警察法の改正を採択し、成立しました。この改正に

より、戦時と判断した場合に武装警察は中国軍事委員会が国内に5つある戦区の指揮を受けることとなります。武装警察の一部となった海警局にも同法が適用されるため、法執行機関である海警局と海軍は、今後、より一層、一体的に活動することが予想されます。

さらに、11月、中国の全国人民代表大会が中国海警局の武器使用を認める海警法草案を公表したことを受け、岸信夫防衛相は11月6日の記者会見で、防衛省は領土、領海、領空を断固守るため海上保安庁などと連携し警戒監視と情報収集に万全を尽くしたいと述べました。

法案は、中国の海上警備を担う海警局の権限について外国船が中国管轄海域で停船命令に従わない場合の武器使用などを認める内容で、中国が領有権を主張する沖縄県、尖閣諸島周辺などの中国公船の活動が激しくなり緊張が高まる懸念があります。

11月24日、外相会談後の日中共同記者会見で中国、王毅外相は、真相が分かっていない日本の漁船、正体不明な漁船が魚釣島——これは尖閣の中国名ですけども、周辺の敏感な水域に入る事態が発生している、中国としてはやむを得ず必要な反応しなければならぬと語り、中国は領土拡大のためなら何でも行うということが証明されたというふうにみんな考えているということになります。つまり、外交ではなかなか中国に対しては限界があるかなあというところがある程度言えるのかなあというふうに国民がみんな思っているんだらうというふうに思います。

そこで、私は、日本の領土、国民の生命、財産を守ることは日本として当然のことだと考えます。つまり、日本の施政下にある領域は日本自ら守らなきゃならないことになります。

中央軍人会の指導、指揮を受ける武装警察に編入された海警局の船が日本の領海である尖閣諸島へ侵入した日数は24日で、先月には8年前に政府が尖閣諸島を国有化して以降最長となる57時間余り領海に侵入し、日本の漁船に接近する動きを見せるなど活動を活発化させています。

さらに、11月、中国の全国人民代表大会が中国海警局の武器使用を認める海警法草案を公表しました。

私は、この状態を深刻な事態だと認識しており、日本の危機だというふうに考えます。

ここで、長野県議会の意見書では「中国は不当に領有権を主張し、尖閣諸島周辺の日本領海内に公船での侵入を繰り返しており、さらに近年は大型の公船も投入するなど、その動きを活発化させている。」、アメリカの「大統領選挙前後の不安定な状態を中国が利用することも懸念される。」、「現在無人となっている尖閣諸島が中国により占領された場合、これを取り戻すことには多大なる危険や困難が伴うことはもとより、漁業者等をはじめとする国民の生命や安全への影響は計り知れない」と述べて、深刻な事態だと認識し、日本の危機だと言っています。この県議会が言っている内容について、尖閣諸島の周辺の実態について村長の見解をお聞きます。

○村長　まず、尖閣諸島をめぐる事態について、もう一遍、私なりに整理をしたので、その

ことを申し上げた上で、長野県議会の議案提出をしたことについて村長としてどういうふうに考えるかということについてもお答えをしたいと思います。

まず、尖閣諸島をめぐる事態についてですけど、最近のことはともかく、中国としては、もう言われておりますのは、中国主張の管轄区域の外縁——外側ですね。今、地図を見せていただきましたが、この九州から奄美大島、そして与那国島、台湾、これを含むところで中国の勢力圏を確保することを目標にしておるようであります。これをどうも第一列島線というふうに言っておるようでありますけども。これは、そういう考え方がまずあるとした上で、2010年に、私たちもビデオというか映像を見たわけですけど、日本の海上保安庁の船に、よけようとしても、もうわざとぶつかってきている、ああいう衝撃的な映像を見たところでありまして、これを境にして、2012年には、民主党の野田内閣のときに政府が尖閣諸島を国有化したしました。それ以来、反発ないしは主権、主張の根拠として海警局艦船が接続水域に侵入し、領海内を航行し、漁のために接続水域内に入った日本漁船を数時間にわたって、機関砲を備えておりますので、海警局の艦船が追い回すという事態も続いているということで、その後、今非常にエスカレートしておることは議員がおっしゃったとおりに思います。

尖閣諸島の領海内への——日本の領海内への中国艦船の頻繁な進入は日本の領土を脅かすものというふうに私も認識をいたします。

尖閣諸島は中国のものであるという既成事実を積み重ねる、積み上げる作戦の1つだろうなというふうに思うわけでありまして、国際的には、この行為を非難して日本の固有の領土であるということを堂々と主張しない政府の態度が中国の戦略を進める要因に私は一番なっているというふうに思っております。日本政府が尖閣諸島の領有の歴史や国際法上の正当性について国際社会と中国政府に対して理を尽くして主張すべきであると、こういうことを思うわけであります。

2019年の9月の先ほど言いました中国漁船の衝突事件のときも国内法で粛々とし対応するというふうに言って、その結果が国有化をしたわけであります。

領有権の存在がそもそも存在しないというだけでは、尖閣諸島の領海侵入を繰り返す行為で既成事実の積み上げを行い、中国領、いわゆる魚釣島諸島というふうに言ったらよろしいでしょうか、化をしようとする中国の思惑にはまるだろうということで、繰り返しになりますが、国際社会に堂々と訴える必要がこれはあるということをも踏まえた上で、何ていいますか、先ほど議員がおっしゃった、尖閣をめぐるのはまさに緊急事態だというふうなことのようでもありますけれども、緊急事態という言葉で思い出すのは、つい4年前に日本国憲法に緊急事態条項を記すべきであるという憲法の在り方の議論が一時起こったことはありますけれども、これとは分けて考える必要があるだろうというふうに思っております。

固有の領土である、固有の領土です。尖閣諸島を守り、国際的にも認めさせるということに早急に取り組まないと、中国の勢力圏確保の目標である、先ほど申し上げましたとおりの第一列島線、九州を起点にして沖縄、台湾、フィリピン、ボルネオ島に至

る海上ラインのことだそうではありますが、この戦略構想の最初の足がかりである中国管轄水域内の中国領、魚釣島列島を認め、これを契機に勢力圏確保のための行動が活発化するのではないか、まさに中国の思惑というのはここにあるんだろうというふうに思っております。

海上保安庁は、巡視船の強度とか速度アップ等、能力向上を行っておるところであります。海警局船舶ににらみを利かせ領海外に遠ざけることには、やはりこれは限界に来ているだろうと思います。

警察と航空自衛隊の連携ということを長野県議会の議員決議の中では言っておるわけでありまして、この連携の法的な在り方についてはちょっと分かりませんが、可能かどうか、現有の自衛能力を駆使して対峙するというところをさせていただくしかないだろうなというふうに考えるところであります。

ただし、国土専守防衛の頼みである自衛隊を増強して、よく今、最近では馬毛島に空母艦船への航空機の離発着訓練場を設けるというようなことで、国もそれを進めておるようでありまして、こういうことですか、あるいは島々にミサイル基地を造っていくという、こんなような構想もあるようであります。そういうふうな形での自衛隊を増強して南西諸島の島々に部隊を派遣して、ミサイル基地化を進めて防衛の拠点をつくるということについては、これはちょっと反対であります。また、これについては後で申し上げたいと思いますが、私は今のところそんなふうに考えております。

○5 番 (松村 利宏) 村長さんに今回答をいただきました第一列島線の対応というのは、まさに言われるとおりにというふうに私も思っております。

それから、さらに国が、これは村の話というか、国民、村民全体の話になるわけですが、国は、やっぱり尖閣諸島のところを、世界、要するに世界にPRして、しっかり意思表示をしていかなきゃ、日本のものですよというのをちゃんとやっていく必要があるというのは、全く私のそのとおりに思っております。そういう観点では、今、いろんな細かい話はちょっと置いておいて、大きな考え方のところは同じだというふうに思っております。

それから、次に参りますが、私、15年ほど前ですけども、5年間、沖縄県与那国町、石垣市、宮古市において村民の話を聞いており、不審船が夜、島の周りに来て非常に怖いという話を多数の方から聞きました。また、漁業に従事する人は、これは宮古島、それから石垣島、与那国町、それぞれで漁業の方にお聞きしたわけですけども、従事している人たちに聞いたわけですけども、尖閣諸島付近での漁業が、中国の船、これは海上民兵が近づいてくるということで安全に操業できないと、もう15年前から述べていました。最近、中国軍事委員会の指導、指揮を受ける武装警察に編入された海警局の船が尖閣諸島沖合の接続水域をもう300日に上って航行しているということで、与那国町、石垣市、宮古市、そのほかにもいろんな島がありますので、そこに住んでいる方は非常に不安な日々を過ごしているんだろうなというふうに思っております。

そこで、長野県議会が9月、議員提出議案を可決し、尖閣諸島の有効支配を求める意見書を国に提出したことは、我が国の領土を守り、国民が安全・安心に暮らすことのできるようにするために重要なことだと考えます。私は、この意見書の3項にありますが、「海上保安庁と自衛隊との連携を強化し、尖閣諸島周辺の領海侵入等に対する監視や抑止を強めること。」を行うことが重要であり、これは特に、今も村長からありましたけども、あの辺に中国の民兵などの漁船がどんどん、今度、15年前はいっぱいいたわけですけども、そういうのがまたそこに来てしまうと、非常にグレーゾーンというところが出てきて、非常に危ない状況が生起しているということが言えるかと思えます。そういう法的根拠を早急に整備することが必要と考えます。

私は、昨年の請願時の討論において中国が南沙諸島を占領したのはアメリカがフィリピンから撤退した隙を突いたためであると述べたわけですけども、中国は隙があれば必ず突いてきます。その隙をつくらないようにしなきゃいけないというのが日本の取るべき姿だというふうに思っております。

私は15年前に尖閣諸島の状況を実際に見てきたわけですけども、近年と比較すると非常に困難な状況だと、先ほど緊急事態ということを行いましたけども、まさにその状態だと言って間違いありません。

長野県議会が国へ意見書を提出したわけですけども、提出したことに対する村長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 すみません。ちょっと……。先ほども、ちょっと先に申し上げてしまったかなというふうに思いますが、緊急事態という考え方については、分かります。分かるし、まさにそのとおりに思うし、最近の報道がそれを示しております。ということではありますが、何度も申し上げますけど、意見書を求めてきた背景というのはよく分かるわけではありますが、例えば、この中で「尖閣諸島周辺海域の有効活用を図り、日常的に尖閣諸島を拠点として活動できるようにするとともに、有人化を検討すること。」とあるわけでありまして、この有人化というのはどういうことを言っておるのか、非常に不思議というか、何を言っておるのか、申し訳なんですけど、はっきり分からないところでありまして、これを自衛隊なり、あるいは警察であります海上保安庁の職員に常住させよということを検討しろということかどうかということでありまして、これは非常に危険なことだなあというふうに思います。

これの一つ一つについては、おっしゃるとおりだし、尖閣諸島に灯台や避難漁港を整備するというのもそうなんだろうけど、やはり、まず、領土問題は存在しないという、このあたり、一向に、ないよっていうことをずっと言っておる中で、中国が主張を続ける限り、世界では、やはりこれは中国領だなあというふうに思っている人が結構いるというふうなことも聞いておりますので、まず、そこんところから改めるべきである。日本には、竹島、それから北方領土の問題もありますけれども、尖閣については、きちんと国際仲裁裁判所、これは国同士の中ではオランダのハーグに裁判所があるわけですから、歴史的な事実等も含めて、きちんと、まず提訴するべきであるというふうに思います。既に南シナ海でフィリピンと領有権を争っているところ、

岩礁に中国は基地を造っておりますが、これについては、今、国際仲裁裁判所は、これは違法であるというふうに認めました。しかしながら、中国は、一向に構わず、それを続けようとしておりますけれども、やはり、まず国際社会を味方につけること、これがまず道理あることだと思いますので、ここの意見書については、これは、こういう方法もあるでしょうけど、その前に、まずやるべきことがあるんじゃないかと、私は、国に対してはそういうふうに言いたいということでもあります。

○5 番 (松村 利宏) 村長の言っていることも分かります。県が要望しているところの今の3点のところ、これについては、これからどういうふうに考えるかっていうのは重要なことになるわけですが、そういう観点で、次に行きますが、私、我が国の領土を守り、国民が安全・安心に暮らすことができるようにするためには、国民が、今、中国軍事委員会の指導、指揮を受ける武装警察に編入された海警局の船が尖閣諸島沖合の接続水域を航行した日数が300日に上がっていること、8年前に政府が尖閣諸島を国有化して以降最長となる57時間余りを領海に侵入し、日本の漁船に接近する動きを見せるなど活動を活性化させていること、11月、中国の全国人民代表大会が中国海警局の武器使用を認める海警法草案を公表したことを事実として理解することがまず必要だと思います。私、村民の方たちを含む国民が尖閣諸島周辺の実態を理解し、日本の施政下にある領域を日本が自ら守らなきゃならないことを認識し、これを実践——実践っていうのは、今、村長、回答いただきましたけども、国際に、世界に、しっかりと広めていくということも当然含まれます。しかし、中国の実態を今見ると、そういう段階ではないと、実態が。現実を見なければいけないというふうに思います。そういうことで、このことは、中国が、先ほど言われましたけども、日中共同記者会見で中国、王毅外相は、日本において尖閣諸島領有権を堂々と主張したことは明らかだというふうに言えると思います。外交でも対応できないことがあるんだということを理解することが必要だということも、これは間違いないことだというふうに思います。

それで、先ほどありますけども、長野県議会では3点のことを言って、日本の施政下にある領海を、領域を日本自ら守らなければならないことを認識し、実践しなければならぬと言っているわけです。つまり、日本は安全保障について、先ほど村長が3つのことをいろいろ、どれが正しいか、どれがいいかっていうのはいろいろあると言っていましたけども、自ら自分たちで考えて、そういうことをやっていかなきゃいけない時代にもう入ったということでもあります。安全はただだと、自分たちは考えなくていいんだという時代ではもうなくなったと、深刻に考えなきゃいけない時代に入ったということについて、長野県の議会は国に対してそう言っているわけです。これに対して見解をお聞きします。

○村 長 今、何度も繰り返し、ちっとも進まないと思うかもしれませんが、今日の事態になるまでには様々な伏線があったわけでありまして。まず、そのことを理解しなければならないだろうと思います。

先ほど第一列島線を中国は守るといふふうに申し上げましたが、実は、第一列島線

というのは、どうも、いろいろ調べたんですが、アメリカ軍の戦略のところで中国の進出をまず第一列島線で抑えるという構想、何か、エアシーバトル構想だそうですね。これは台湾武力統合を盾に攻撃してくることを抑え込む戦略があって、たまたまそれが第一列島線と重なっていると。次に、第一列島線防衛を重視して周辺の実盟国に対抗させるオフショアコントロール戦略構想っていうのがあるそうでもあります。要するに、中国本土を攻撃しなで、限定戦に限ってアメリカ軍と実盟国が受容できる範囲で紛争を終結しようという考え方があるようでもあります。その2つの考え方、これは考え方だそうではありますが、その後継として海洋プレッシャー戦略なるものがあるということではありますが、これは何かっていうと、とにかく第一列島線の中で限定的な歯止めをかけて、そここのところで、紛争ではないと思うんですけど、そのところで戦争をして、中国もそれ以上望まないようなところで、結局ここで食い止めてしまおうと、こんなようなことがあるようでありまして、これをしますと、ある人に言わせると、住民を含んでものすごい人が死んで、かつての沖縄戦のような状態になるということでもあります。これは、やはり日本国民の一員である沖縄の列島に住む皆さんを含めて戦争に巻き込むということですから、これは絶対あってはならぬだろうと思います。

議員がおっしゃるとおり、いろいろ言いましても、日本と中国、韓国、北朝鮮までは含めろとは申しませんが、一番、今、危機的な状況にあるのは、やはり日本と中国の関係であるし、これは地勢的な意味も含めて、日本国民は知らぬことでは過ぎられないという時代にはあるというふうにも私は思います。

○5 番 (松村 利宏) 今、村長からいただきましたが、軍事的な細かいのは、ちょっとここで申し上げる話ではないので、私としては相当分かっているつもりですけども、言うつもりも全くありません。ただ、ここで重要なのは、日本自ら、日本国民自らが自分の領土はしっかり守るんだということを真剣に考えなきゃいけない時代にもう入ったんだということを、まず一人一人が真剣に考えなきゃいけないと、そのやり方はいろいろあるでしょうけども、そのことを深刻に考えておかないと、多分、過去の歴史から見たら、そういう国は滅んでいきます。そういうことをしっかりと肝に銘じるときが来たということだけ述べておきます。

じゃあ、次に参ります。

ゼロカーボンということで、10月27日に菅総理大臣は、所信表明でグリーン社会の実現として、

成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力してまいります。

我が国は、二〇五〇年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち二〇五〇年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。

もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらす、大きな成長につながるとい

う発想の転換が必要であります。

鍵となるのは、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションです。実用化を見据えた研究開発を加速的に促進します。規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資の更なる普及を進めるとともに、脱炭素社会の実現に向けて、国と地方で検討を行う新たな場を創設するなど、総力を挙げて取り組みます。環境関連分野のデジタル化により、効率的、効果的にグリーン化を進めていきます。世界のグリーン産業をけん引し、経済と環境の好循環をつくり出してまいります。

省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立します。長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換します。

と、2050年までに温室効果ガスの発生を全体としてゼロにすることを明言しました。

長野県は、令和元年11月、県議会定例会における気候非常事態に関する決議を受けて、阿部知事が気候非常事態を宣言し、この中で2050年二酸化炭素排出量実質ゼロとすることを決議しました。

長野県では、気候非常事態宣言、2050ゼロカーボンへの決意として、9月8日までに長野県内77全市町村が賛同しています。この中に中川村の当然含まれているわけですが、ここで、菅総理大臣が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを宣言したこと、昨年11月、阿部県知事が2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言したこと、2050年ゼロカーボンへの決意に中川村が賛同したことについて、私は、国、県がゼロカーボン達成時期を2050年とし、その達成のため国民が技術革新を含め努力する目標ができたことが重要だと考えます。さらに、地球の大気環境を改善するため不可欠なことだと考えております。

実際いろいろやられてきたことに対する村長の見解をお聞きしたいというふうに思っています。

○村 長 2020年の3月の議会で7番議員からも御質問いただきました、この問題については、ちょっと振り返ってみます。

まず、気候危機対策については自治体が率先した取組をすべきであるということでしたが、COP25では2050年までに気温上昇を1.5度C以内に呼びかけたわけですが、アメリカが離脱し、日本は石炭火力を進めると、こういうものでそのときはありました。

日本が最も影響を受けたわけでありまして。2018年の熱中症で死亡した人1,581人は、水害を超える大災害に見舞われたという、つまり、日本は位置関係の中で一番気候変動、気候危機を受けやすい位置にあると、四方を海に囲まれておりますので、そういうことが言えるわけでありまして。台風19号も伊那谷からはそれたわけでありましてけれども、三六災害以上の被害を被ったかもしれません。そういう中で、昨年12月、長野県と長野県議会は気候非常事態宣言を発表したと。中身は、議員がおっしゃっ

たとおりであります、2050年にカーボンリユートラルを宣言し、県民一丸の省エネ、再生可能エネルギー普及拡大、エネルギー自立分散で災害に強い地域づくりを進めるとして、地方自治体の責任にも言及をしております。

その後、先ほど、菅総理大臣が2050年の温室効果ガス排出ゼロを目指すことを宣言をしたということでありましてけれども、これらを振り返ってみますと、やはり二酸化炭素排出の大国であります、日本は。この大国としての責任を果たすと決意したもので、このことについては賛同をいたしたいと思っておりますし、賛同するというよりも、具体的に、村民、行政もそうですけど、具体的に何かそれに見合うものをやらなければカーボンニュートラルには達しませんので、そういうことをやれということにも、決意をするということは、やるということを宣言したのと同時だというふうに思っております。

この宣言は、日本の化学・技術力をもって石油、石炭のエネルギーから一大転換を訴えているものであるということで、注目をしたい、注目をしております。

○5 番 (松村 利宏) まさに、今答弁いただいたとおりだと私も思っております。

次に行きますが、長野県議会は、令和2年9月の議会で議員提出議案として長野県脱炭素社会づくり条例を成立しました。条例の目的は、

持続可能な脱炭素社会づくりに関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、地球規模の環境保全の観点から、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、循環型かつ災害に強い強靱な社会の実現を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する

としております。長野県脱炭素社会づくり条例は、持続可能な脱炭素社会づくりに関し基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めています。基本理念では、令和32年までに、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目標として行わなければならない、持続可能な脱炭素社会づくりは、環境、経済、社会の3側面に配慮しつつ、県、市町村、事業者及び県民が共同して取り組まなければならないとしております。県は、エネルギー自立地域の確立、プラスチックの資源循環の推進、持続可能な脱炭素社会づくりに資する産業イノベーションの創出の促進、エシカル消費——持続可能な社会の実現のため人、社会、環境、地域等に配慮した思いやりのある消費行動ということになりますが、環境教育の推進、事業者等への支援、国、国内外の自治体との協働について総合的かつ計画的に推進するとしております。

私は、県の脱炭素社会づくり条例が環境、経済及び社会の3側面に配慮しつつ、県、市町村、事業者及び県民が協働して取り組まなければならないこととしていることについて評価できると考えています。

このありました脱炭素社会づくり条例、これについて村長の見解をお聞きします。○村 長 評価できるというよりも、いろんなことが書かれておるということでありまして、今、議員言われるように、環境ですとか、経済、社会の3つの側面に配慮しつつ、も

ちろん環境教育もやはり進め、やはり我々の生活も、消費型生活も見直すという、もう広い意味で書かれておるといふふうに思っております、評価できるというよりも、村も県民と事業者と協働して取り組めることは何かということを具体的に具体化を進めることが条例の中でうたっていることだと思っておりますので、それを一つ一つ進めていかなければいけないなというふうに今この条例を見て考えておるところであります。

○5 番 (松村 利宏) 次にまた参りますけれども、村は、第6次総合計画で「目指すべき方向」として「次世代に豊かな自然環境を継承するための保全に取り組むとともに、快適な生活環境と持続可能な社会を共に実現する“なかがわ”を目指します。」と、「目指すべき方向を実現するための政策」として「環境負荷の少ない持続可能社会の実現」、これ「低酸素社会に向けた取組を推進」「循環型社会の実現」として国、県の考えに準じた計画となっているわけですが、村の前期基本計画では、「低酸素社会の実現」として「温室効果ガス排出量削減のための省エネ、省資源対策を総合的に推進します。」とし、「村有施設における設備機器の高効率化、太陽光発電設備、木質バイオマスボイラー等の導入を促進」「再生可能エネルギーの活用への啓発」「家庭や事業所等の環境負荷の少ない機器の使用等、省エネルギーを推進」「木質バイオマスエネルギーの利用を促進」「植林、間伐等森林施業による森林保護を推進」としています。

村の総合戦略、これ令和2年～6年では、「分散型エネルギーの推進」を図ることとし、「木質バイオマスの活用による村内循環型経済の実現」「森のエネルギー推進事業補助金」これは「ペレットストーブ普及推進事業」「木の駅プロジェクトの支援」、「持続可能な再生可能エネルギー社会への転換」「公共施設等への再生可能エネルギー設備導入の推進」を行っているわけです。

村の低酸素社会の実現は、今年完成した望岳荘の木質バイオマスボイラー、今年導入した役場の電気自動車、公共施設再生可能エネルギーの設備導入、陣馬形への植林、ごみの減量、村内間伐材の利用などを前進させているということをやっているわけですが、これ、しかしながら、私たちもしっかりPRをしていかなきゃいけないと思っております、村民の方のゼロカーボンに対する意識っていうのは、非常に、一部の人は高いんですけども、全体的に見たら非常に低いというふうに認識をしています。例えば、ゼロカーボンとは具体的に何をすればいいのか、長野県は製造業が多くCO₂を出しているんじゃないかとか、大量の電気を24時間使用しているんじゃないかと。村は第6次総合計画、前期総合計画、総合戦略で低酸素社会実現に向けた施策を実施していますが、公的施設の事業が多く、村民の生活に直結していないため、ゼロカーボンについて理解されていないんじゃないかというふうに思います。一部の方は、当然やっている人たちは相当やっているという認識を私は持っていますけど。

県は、11月27日、県ゼロカーボン戦略推進本部を設置しております、御存じだと思いますけども。令和3年度早々に戦略を公表するという予定になっているというふうに思っています。

私は、ゼロカーボンの必要性、具体的に何をやればいいのか、長野県脱酸素社会づ

くり条例、日本としての問題点、課題、村として実施すべき事項などを村民に理解してもらわなければならないというふうに考えています。具体的には、村は県に先行してもうやられているかとは思いますが、第6次総合計画をゼロカーボンという横文字で全部指して、先ほど村長が言われました経済からいろんなところ全部入っているんだということありますので、そこを見まして、前期計画、総合、まず戦略を修正するということが必要かと思いますが、これについて村長の見解をお聞きします。

○村 長 第6次総合計画の中に村はこれからの施策の方向としてお示しをさせていただいておりますけれども、実は、今年の9月に第3次の中川村環境基本計画を策定しております。議会にも報告をいたしまして、ホームページにも公表しております。その中で、これは大きな言葉のまとめになってしまうわけですが、第3章の施策の内容「環境負荷の市区ない持続可能社会の実現」の中で、具体的には「低酸素社会の実現」、そしてその中での施策、このものを述べております。ですので、もう一点村民の皆さんにもお願いをしたいのは、村の環境基本計画の中身をまず知っていただきたい、そう言う中で、村民自らができることは何かを考えることから始めていただきたいというふうに思っております。これが、先ほど長野県が条例を制定した1つの県民が行動するものとしての1つの具体的なこと、行動になるわけですので、まず、そういうことを思っております。

気候危機の時代にある認識というのは、先ほども何人かの議員のときにもお答えしましたが、度重なる災害で、もう、これは共通の認識になっております。長野県に限らず、あれはどこだったかな、白馬村、それからそのほかのところでも気候危機の宣言をしております。幾つかの自治体でも既にやっております。そういう意味で、多くの県民のみならず、村民も持っておるといふふうに思っておりますので、このテーマで議論し、自ら取り組んでいただくこと、行政の支援があればできることなど、はっきりさせつつ進むことが重要と考えておりますので、例えば、今はコロナの中でなかなかこういう議論ができませんけども、具体的にどういうふうにしたらいいんだろう、こういうふうなことを自分たちはやりたいんだ、何か行政は支援できるだろうか、いや、自らこういうことはやっていきたいと思いますというように議論するという、議論して実際に実践活動に取り組んでいただくということが必要だと思っております。

一番思うのは、先ほどありました電気をこうこうとつけておくとか、テレビをつけて、たまに私もやりますけども、ばんばん何かエアコンをかけてとか、見ていないにもかかわらず勝手にやっているとか、そういうようなこと、慣れっこになってしまっている大量消費型の生活態度、これの見直しをまず進めるってことじゃないかなと、具体的には、というふうに私は思っております。

○5 番 (松村 利宏) 今、環境基本条例のところありましたんで、次の質問は、まさに、もう一回条例をつくったらいいんじゃないかということなるんで、重なるところになるわけですが、ただ、今回答がありましたけど、私ももったいないっていうのが一番大事だと思っております。今言った電気がもったいないとか、つけっ放しっていうのは、全部そこに来るかと思えますんで、そのことをしっかりと、もう一回村としてしっ

かりやっていく必要があるんだろうというふうに思います。

そこで、次の質問では、中期的には、さっき言った環境基本条例でもいいんですが、ここでは中川村脱炭素社会づくり条例、仮称としていますけども、こういうのをしっかり、2050年に向かってどういうふうに発信をしていくかという観点で、基本、環境基本条例っていうのは、ちょっとまた系統が私は違うかなあと考えていまして、そのところをしっかりと考えていただくっていうのも、もう一個、1つの考えではないかというふうに思っています。

それで、なぜこの条例をつくったほうがいいかっていうか、脱炭素社会づくり条例っていう観点でやったらいいかっていうの、これで村の特性を、今の環境っていうのも非常にいいわけですので、この特性をPRすることによって、条例をどういうふうに制定するかっていうのを考えながら何をやっていかなきゃいけないかっていうと、企業誘致、情報サービス業とか、自然科学研究所とか、インターネット附属サービス業と、製造業でもいいんですけども、そういう企業誘致に、その条例、そういうのも、中川村はこういう施策を取っているんだと、2050年に向かって、それに基づいて、そういう企業誘致、もしくは観光業に結びつけていくというのが非常に重要じゃないかというふうに思っています。

先般、産業経済委員会では小浜市へ行ってきたんですが、小浜市は、もう既に15年前に食のまちづくり条例っていうのをつくって、これをPRして、観光、いろんなところに結びつけていっているというふうに思います。

中川村は、そういう観点では今のままでもかなり行ける状態だと思っていますので、そういう観点で脱炭素社会づくりというのを結びつけていくっていうのが重要だと思いますが、その観点ではどうでしょうか。

○村 長 例え企業誘致や今ある資源での観光の振興っていうのとゼロカーボンを目指す取組と、ちょっと私の中では、なかなかがちりかみ合わないところなんですけど、1つ、やはり産業のイノベーションって言われている中で今一番言われているのは、例え自動車産業を見ると分かるとおりに、政府もいよいよ言ったんですけど、2030年には新車ではガソリンを燃料とする新車の販売はやめましよう、少なくともハイブリッド車に変えていきたいと思いますというように目指すんだというようなことも言っていました。そういう中で、それだけじゃなくて、今産業界の中では、やはり自らエネルギー効率を転換するような技術、革新的な技術を模索しようとしておるわけで、そういうところで聞く中では、ベンチャー企業というか、そういうところに活路を見いだす人たちが結構出てきていると、こういうことも聞いておりますので、そこら辺は勉強をしなければいけないだろうなというふうに思いますが、ちょっとすぐには結びつかないというのが私の実態であります。

そういう意味で、脱炭素社会づくり条例案みたいなものを制定したらどうかと、その中にそういったことも盛り込んだらどうかという御趣旨だと思いますが、ちょっと趣旨は違うというふうにおっしゃられましたが、長野県条例という大きな目標が既にあるわけですから、この件条例が村民の共通認識になること、なることであるし、村

は村で、先ほど申しましたとおりに環境基本計画の中でこういうふうに進めるということをおっしゃるので、それを一つ一つ進めていく、そういうことでよろしいのではないかというふうに思っております。

○5 番 (松村 利宏) そこはこだわるわけじゃないんで、村としていい方向を持って、さらにいろんなステップに進めていくところが重要だと思いますんで、しっかりとその辺も考えていただければというふうに思います。

ちょっと時間がなくなってきましたんで、あと1つだけにしますけども、今現在、村でやっています望岳荘にある木質バイオマスボイラー導入とか、電気自動車の話とか、再生エネルギー設備の導入とか、間伐材、それらをやってゼロカーボンに貢献しているということをおっしゃるのでPRすることが必要だというふうに述べています。これ、持続可能な体制をつくるためには、各施策について、やはり費用対効果、採算性はこういうのは関係ないんだとよく言われますけども、私はそんなことは決して思わないわけで、ある程度の採算性っていうのも見ていかなきゃいけないと思います。そうしないと持続可能にはならないわけですから、そのところもしっかりと評価、分析をして、その問題点がどういうところにあるのか、効率的に回れる体制をつくっていくためには、やらないと、それは続かないわけですので、そういうことをしっかりとやっていくということがありますので、今やっている当面の課題として、いろいろ村で事業をやっているけども、そういうことをやりながらも、今言ったしっかりと費用対効果を継続して分析していかなきゃいけないということに関して、当然のことなんだろうけど、もう一回、村長に見解をお聞きします。

○村 長 大きな意味から言いますと、大きな目標は、もはや2050年には気温を1.5度C以下に抑えないと大変なことになると、地球が破壊され住んでいられないよっていう中で、まず、全体的にそれを目指して、もうこういうふうにしるっていう、そういうことがまず基本になろうかと思っておりますので、その段階では費用対効果っていうふうなことを恐らく言っている場合じゃないという、これは、結果的にやってみないと分からない、1.5度本当に抑えられるかどうかということもありますので、そういう大きな枠の中で動かざるを得ないと思います。

ただし、村が行う、つまり国や県の支援を受けて導入していく事業につきましては税金を使ってやる人が多いわけでありまして、必ず費用対効果の裏づけが求められます。ですので、導入時も運転後も、想像でありますけれども、二酸化炭素量で削減量を出していく必要はあるというふうに考えております。

○5 番 (松村 利宏) あと、ちょっと時間が来ましたんで、あと、残りは、また次の機会にさせていただきたいと思っております。

ゼロカーボン是非常重要的ことですので、気が長いっていうか、あと30年ぐらい先の話になるわけですけども、しっかりと議会も行政と一体化してやっていかなきゃいけないというふうに思っておりますんで、お互いにしっかりと村のために、日本のために、また、さらに地球のために頑張っていきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議 長 これです。松村利宏議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩とします。再開を午後3時10分といたします。
[午後2時49分 休憩]
[午後3時10分 再開]

○議 長 会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
8番 柳生仁議員。

○8 番 (柳生 仁) 私は、さきに通告しました質問「災害に強い村づくりを」の質問を
してまいります。
議長に許可を得まして、お手元に資料を資料ありますので、後ほど御覧ください。
初めに、今年は、新型コロナウイルスにより世界が一変しましたが、もうすぐ一年になろ
うとしているのに、いまだ解決策が見えてきません。
中川村では、いち早く対策を立てて、商工会の皆さん、また商工会商工業の皆さん
にも適切な対応がされたと、会長さんの挨拶から懇談会で報告がありました。そして、
全住民分のプレミアム商品券は村の活性化に大いに役立ったというような報告をいた
だいております。これからも切れ目のない支援が望まれます。
では、質問に入りますけれども、水源の森保全を、奥山再生。
最近の降雨は、線状降水帯となり大きな水害をもたらしております。報道や研修な
どで奥山の保水力が弱くなってきていると聞きます。
また、獣のすみかもなくなってきているとの報道もされております。今年は、特に
熊による人的被害が大きく報道されており、その要因には、戦後、国の植林政策でヒ
ノキ、杉、アカマツなど針葉樹が多くなり、獣たちの餌場となる広葉樹が消え、人工
林となり、下草もなく、木の実もなく、獣がすむことができなくなると聞きます。
日本熊森協会は、ツキノワグマをシンボルとして、奥山生態系保全・復元に取り組
んでいる勇気あふれる実践保護団体であり、活動しております。今までに約1,908
ヘクタールをトラストし、国民に呼びかけ、この費用は会員、国民からの費用で、大
金を集めて自然の森として永久保存として取り組んでいくようにしております。
かつて、日本の森は、小さなバクテリアから熊、イノシシ、猿、鹿など大型野生動物
に至るまで、いろんな生き物たちが暮らしていける山でしたが、現在の日本は、そ
れから見ればすばらしい緑豊かな国ですが、いざ山に入ると、広葉樹の少ない
森になっています。
中川村においては、村有林、民有林、国有林で、約2,300ヘクタールが人工林です。
また、年配の方から昔と比べて川の水が少なくなってきたように思えると話を聞き
ます。特に根拠はありませんが。
現在の山林が全く悪いと言っているわけではありませんが、獣が帰れる森をつくれ
ば、水源の森が保全されると思います。
村では、毎年、今年は中止でありましたけれども、育樹祭、植樹祭を行い、緑の少年
団も参加しております。これからの村の森林施策で獣たちに帰ってもらえる環境づく

りが必要と思います。
水源の森保全、奥山再生の政策として直根苗の植林が重要と考えます。村の植林の
4割くらいを広葉樹の直根苗を植える方式を考えてはどうか。
また、緑の少年団に直根苗を植えることの大切さを分かってもらう必要があると思
います。
近年では、個人的に直根苗を植える方も増えてきておるし、団体もあります。箕輪
町下古田地区では、今年、直根苗を植えるための勉強会を開催、ブロック作りイベン
トなどから種まきイベントを開催しております。
村でも森林計画に水源の森保全・再生のための政策として、まず、植林には直根苗
を植えることの仕組みを考えられないか。時間をかけて直根苗を植えることで水害の
軽減になると思っております。
陣馬形山では、八十二銀行さんの広葉樹の植林が行われ、この植林が効果を発揮で
きるには30年50年の時間がかかると思います。
11月27日の全協で中川村森林経営管理制度実施方針に向けての説明がありました。
村長の水に対する考えと戦後の植林政策の間違いをどのように考えているか、村の
森林施策、30年50年後を見据えた考えを持っているかお聞きしたいわけでありま
す。
令和3年度の植樹祭は広葉樹の植樹を計画していると説明ありました。
ここで、白黒で見えにくいかもしれませんが、直根苗のブロック作りの様子を少し
説明したいと思いますけれども、まず、直根苗をつくるにはいろんな土を混ぜるわけ
でありますけれども、パーク堆肥から苦土石灰とか、いろんな土をこうやって手でこねて、
まず作っていきます。
そして、今、これは小学生ですけれども、これに参加していますけれども、この子も参
加して、今ブロックを作っておるところであります。
3番目でもって、親子でもってブロックに種まきの体験をしております。
4番目は、できたブロックの状態と、この緑——緑には見えませんが、寝ている
機械がブロックを作る機械でありますけれども、これが高くて4万5,000円するそう
ですけれども、数が出ないんで、手作りで一個一個作っていますので高くなってしま
うのですが、考えた方は、元信大教授、山寺喜成先生という方のアイデアだそうで
あります。
その後、下は、5番目は乾燥させたブロックでありますけれども。
あと、6番目が事の説明を皆さんが聞いておると。
このときの参加者でありますけれども、塩尻とか富士見町から御家族で来た方もい
らっしゃいました。
直根苗のブロックっていうのは、ここに見本がありますけれども、いろんなものあり
ますけれども、これは、そのときに作ったブロックで、真ん中に穴が開いておまして、
一番下から土を詰めてきて、上を2センチくらい開けて、ドングリなり、いろいろな
木の実の種を植えて、土を覆土して、そして秋まで水をやったりして芽を出させます。
そのうちに下から根が出るんで、下の固い物を置いたところへ角材を置いて、直根苗

の下へ出させて、完成させたものを秋になって植林をするという仕組みだそうであり
ます。

森林組合とか国のほうでも、いろんな形でもって、今、直根苗が進んでおりますの
で、これは自分が体験した一見本でありますけども、こういったことをやっておると。

諏訪形地区では、このブロックを始めてもう 15 年、個人的に山に苗を植えてきた方
もおりまして、その方が来て指導もしてくれました。既に、個人的に 2,000 本ほど苗
を植えたとき、こんな話がありました。

ということで、村長の森林施策、特に災害に強い森林施策についてどのように考え
るかお聞きします。

○村 長 一連の御質問の中で幾つかお問合せというか、お尋ねがあったかと思しますので、
お答えをさせていただきたいと思えます。求めているということもあるかもしれま
せんが、ちょっとお聞きをいただければと思えます。

戦後、やっぱり人工林というのは増えたわけでありまして。長野県でも民有林の約
49%を占めているというふうなことを聞いております。中川村では、約 45%となっ
ておりまして、中には天然林や広葉樹林も多く残されておるところであります。

1 つは、昭和 30 年代後半の燃料革命以来、ナラ類をはじめとした新炭材になる林が
伐採されずに残ったということがありまして、ドングリが豊富に実るようになり、熊
の生息数は、1 つは減っていないのではないかなあというのが思うところでありま
す。これは私が思っているんじゃないかと、業界というか、研究をされている方の一般
的な考え方となっております。しかしながら、これらのドングリ類の樹木は 5～6 年に 1
回ドングリの凶作の年があります。この年には、集落の周辺に、人の活動が少なくな
ってきていることもありまして、集落や市街地まで出沒する事態となっているとい
うことであります。

今年、相次いで全国で出沒をしております、長野県の中でもたしか 2 人の方が亡
くなるというような事故が起こっておりますし、かわいっちゃかわいいんだけど、
伊那市だったと思えますが、子熊が、何ていうか、電気店に入ってくるというような
ことがあったようでもありますけども、そういう事態になっていると。こういう事態に
対処するため、集落の周辺のやぶなどを整備し出沒しにくくすること、それから集落
内の放置果樹、放置作物、生ごみなど熊を誘引する原因を除くことが重要と考
えております。

幸い、中川村においては熊をおびき寄せるようなことはないと思えますが、それ以
前に猿、猿が果物をそこらじゅうにほっておくと猿が寄ってくる、それが餌づけにな
ってしまうということがありますので、そういうことであります。

実際、軽井沢の別荘地帯には、昔から熊が出沒すると——昔からというか、最近の
ことですけど、そういう事態を重く見て、ベアドッグっていうアメリカの訓練された
犬のようでもありますけども、これを輸入して、ベアドッグが吠えて熊を怖い目に遭
わせて追い払うと、こういうような努力をされている団体もあるというふう
に聞いております。

なお、水源の森を造成するために広葉樹を植林することは確かに有効であるとい
うふうに考えられるために、来年度の植樹祭においても広葉樹の植栽を検討して
おるところであります。

次の質問についてですけど、直根苗の植林が大事であるというふうなことであり
ます。

通常、山林用の苗木は山での活着をよくするために根切りを行っております。確
かに、直根を切ると、やはり根はそれに反発して横にたくさんひげ根が出ます
ので、その根の発生を促進させるという意味では、深根性の樹種であっても直根
はあまりそういうことをすると発達をしないということがあります。

また、苗木生産技術上の必要性であります。実は、先ほどのワークショップとい
うか、やっているところの例では、下に木材を置いて、その下に土を置く、
ですので、外せばすこんと抜けるわけでもありますけども、一般的な生産では、
こういうやり方ではゴボウ根を張ってしましますと、ゴボウ根が下へ伸びた
ところに、横に今度は水平に根が張ることになりますので、これは非常に
抜けにくいわけです。それが、かえって、やはり山で何かあったときに土砂
が落ちり、土が落ちりつかんで崩落しにくいということにもなるんでしょ
うけども、生産上では、これは非常に難しいことかなあというふう
に考えておりました、思うわけでありまして、直根苗については一般的
には生産流通されていないというふうな状況にあるということでありま
す。したがいまして、現時点では、植栽苗木の根系——根の系列と森林の
災害防止機能や水源涵養機能との関係を含めて、まだ試験、研究の段階
であるというふうに見ておるところでございます。

○8 番 (柳生 仁) ただいま、直根苗、なかなか難しいなあという
答えでございましたけど、山寺先生のお話ですと、木は、種をまいて、
直根苗の先端、非常に繊細な、言葉で言うと、今の現代言葉で
言うとセンサーになっておって、傷めると、そこから直根苗が
下に進んでいけないんだということで、こういったブロックを使
って、大きな苗になる前に植えるんですけども、いいんじゃない
かっていうことの話がありました。今んところ難しいんで、ちょ
っと対応も難しいって話でございますけども、ぜひとも今後の
植林には、直根苗の重要性、直根苗があることによって、木が
深く根を刺すことによって土を守るとか、移動から抑えると、
そんな仕組みもあるようですので、今後しっかり検討して
いただきたいと思いますと思っております。

私は、過日の研修では、奈良県では 100 年先を見据えて常に山づくり
をしているという話を聞いてきました。奥山と里山を分けて、
昆虫や獣たちがつくる持続可能な山づくりが受け継がれて
いくのだそうであります。

今から始めても自然林ができるのに 30 年～50 年かかると
思えます。宮下村長は、自分が村長のときに手がけた森林
政策が未来の子どもたちへの大きなプレゼントになる
というふうな夢をお持ちでしょうか。

また、いつかは替わる村長に森林政策をきちんと受け継
いでもらえるような説明をしていただけるでしょうか。
今日のお話ですと、残したことはやっていきたいという

ことなんで、もう4年は村長をやってくださいと思いますけども、何年やっていただいてもいいわけですが、いつか引き継ぐときに、森林政策は村の経済とか福祉、教育、これに次いでとても重要な政策とっております。その点では、よく認識していただきたいと思っております。

関連で、中川村では植樹祭以外に子どもたちが山や木など自然と触れ合う機会ほどのくらいあるか、こんなことが気になっております。学校では、子どもたちが農業体験ということで野菜やなんかをまいたりして体験をしておって、小学校2年3年とずっといろいろ作っておるわけでありまして、山に関する関心はどのくらい持っておるか、そんなことが気になっております。

地球守っていうところがありまして、そこの高田宏臣先生は、今、土中環境を非常に心配しております。この話を見ていると、なるほどなっていることが分かってきますけども、将来は土中環境を健全にしないと山が守られていけないんだと、こんな話を聞いております。

過日の研修では、松くい虫でもって木が倒れる、ナラ枯れで倒れるっていうことは、確かに虫なんですけども、土中環境の影響により、松なんていうのはゴボウ根がずっと深く入っているわけですけども、枯れる環境にないはずだということを訴えております。

ということで、中川村の自然環境再生に期待していますけども、まず、子どもたちの山との触れ合い、木との触れ合い、こういったことをどのように考えているか、もしお分かりでしたら、関連ですでお聞きしたいと思います。

○産業振興課長

今御質問の子どもたちの山に関する触れ合いについて回答をさせていただきたいと思います。

小学校の緑の少年団の皆さんについては、議員のおっしゃられたように、毎年、村の育樹祭と一緒に参加していただいて育樹作業に取り組んでいただいております。

それ以外に、今年ですけれども、東小学校の児童さんについては、竹の会夢里人さんに御協力をいただきまして竹の肥料を作る体験をしていただきました。

また、西小学校については、小学校の壁板、こちらを森林組合さんの御協力をいただいて自分たちで壁板をはめるといような作業を行って、木製品に親しんでいただくという取組を行いました。

村としては、こういった活動のほかに、小学校の入学児童に記念樹として、毎年どういった樹木をお渡しするかっていうのはその時々によりますけども、そういった記念樹をお渡しして、小学校、中学校を経る段階で自分の植えた木が大きくなることによってその木に親しみを感じていただくという取組などを行ってきております。

○8 番

(柳生 仁) 子どもたちの木との触れ合いってということで取り組んでいただいております。報告がありましたし、入学のときに記念樹を配ってくれるということでもありますけども、教育長にお願いしたいことは、子どもたちに直根の必要性、樹木が育つのは、村長言われるように直根を切って植えると非常に伸びがいいってことは、これは戦後の政策でもってよく言われたことでもあります。横に張る根が非常に大

きいので成長が早いって話を聞いております。しかし、直根があることによって山の保水が力強くされるっていう、木のつきが丈夫というか、そんな話も聞いておりますので、ぜひ機会がありましたら、子どもたちに、今、直根ブロックは無理だという話でございまして、直根の必要性、こういった植物の勉強をいつか教えていただきたいって思いますけども、いかがでしょうか。

○教育長

御意見いただいて、ありがとうございます。

私もこの点についてはまだまだ浅学でありますので、また勉強させていただきながら、御意見として、これからのところも考えさせていただきたいと思っております。

○8 番

(柳生 仁) 自然環境を守っていく上では、子どもたちの力がとても重要であります。これからを担う子どもたちが50年先、大きくなって、俺たちの手がけた森が大きくなったなあとなるには、今から教えていくことがいいかと思っておりますので、お願いします。

次に、古い堰堤の点検整備と新設ということで質問いたしますけども、中川村では、三六災以降に造られた堰堤が大分傷んできております。また、土砂が満杯になっていることもあります。

今年の集中豪雨では、美里地区、谷田川支流の南沢では、土石流が発生し、避難指示が出され、避難者には適切な対応が行われ、大変よかったと思っております。

この南沢は、三六災では土石流が発生し、住宅が流れたり、土砂が住宅に流れ込んだと聞きます。後片づけが大変だった話を聞くことができました。当時の様子を聞いておると、当時は小さいヒューム管があったようでございますが、これをついておって水がたまっちゃったと、何かおかしいぞって、逃げろ、逃げろって逃げたところへ鉄砲水が来たということで、土石流って非常に怖いそうであります。そうした中で、今年は、災害は人や農地、建物には被害がなかったっていうことはよかったと思っております。

この南沢では、堰堤のしゅんせつが行われ、今、済んだわけでありまして、また新たに上流に堰堤がつくられると聞きました。今夜でございますけども、地元説明会が行われるそうであります。

また、村内の堰堤工事の状況も聞いておりますけども、南陽地区の大沢洞では、地元から現在の堰堤が埋まり心配と話を聞いておりますが、振興課の話では、今年予算で、今年度でもってしゅんせつを行う予定と聞いております。この大沢洞では、美里のような土石流が万が一発生した場合には、ここは三六災も経験しておるわけでありまして、下流に甚大な被害をもたらすと思っております。以前にも上流に堰堤の新設の要望があったと聞いていますし、一般質問もしていますが、堰堤の新設についてはどのように考えているか。

村は、今年の集中豪雨から、災害を未然に防ぐための住民に身近な各河川の堰堤の状況や古い堰堤など、どのように考えているかお聞きします。

○産業振興課長

私のほうからは治山の観点からお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

堰堤の設置は、治山の観点から保安林指定地を対象に新設が行われます。

設置は、三六災害以降に多く設置された国の直轄治山事業によるものや、以降の治山のための県によるものとなります。

昭和40年代前後に多くの治山堰堤が設置され、半世紀以上を経過したものには劣化が見られるようになってきました。中でも人家に近い堰堤については、地区要望などでも修繕の要望があり、国の直轄治山が終了した現在は、修繕要望や設置要望などは管理主体となる県に要望をしている状況です。

村内の全ての治山堰堤の状況を把握することは困難ではありますが、地区要望があるものや人家に近い堰堤などは、治山の観点から状況把握を行う必要があると認識をしています。今年の梅雨前線豪雨のように人的被害もあり得ることを考慮しながら、適切な治山堰堤の維持管理が行えるよう、県への要望や必要箇所の点検が行える体制づくりに努めてまいりたいと思います。

なお、南陽、大沢洞においては、今年度、県の測量設計業務が入り、治山堰堤の機能強化・老朽化対策事業が入ることとなり、測量設計を行うことで対策計画が施されるということになっております。

○建設環境課長

すみません。では、私のほうから河川の状況等々について説明させていただきます。

河川の状況確認と対応ですが、全ての河川を職員が調査し把握するということが大変困難な状況でありまして、各地区からいただいた要望箇所について地区役員の皆さんと一緒に現地確認を行い、対応をしております。

県管理の河川につきましては、毎年、県要望を提出しております。

また、村管理の河川につきましては、特に修繕が必要な護岸等につきましては早急に修繕を行っております。

昨年の台風19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害が相次ぐ中、維持管理のため、河川や堰堤のしゅんせつが重要視をされております。そういった観点から、今年から緊急浚渫推進事業が創設をされました。村でも計画書を申請し、毎年実施する予定で、今年度は和見沢のしゅんせつを行います。

また、長野県の河畔林整備事業を活用し、洪水被害を未然に防止、軽減を図ります。今年度から坊ヶ沢の事業に着手をいたしました。

治山事業及び砂防事業で建設をされました堰堤につきましては、国または県で管理をされています。特に土砂災害危険箇所内に要配慮者利用施設及び避難場所が立地する堰堤につきましては、毎年、伊那建設事務所及び砂防ボランティア協会と一緒にパトロールを実施しております。

なお、砂防堰堤につきましては、最長で10年に1度は点検をすることになっておりますので、県のほうで管理をしていると聞いております。

○8 番

(柳生 仁) 大沢洞の堰堤はしゅんせつに向かって調査中ということでございますけれども、大沢洞上流、非常に山が悪い状態っていうか、荒れた状態っていうか、線状降水帯等がもしそこに来た場合には三六災を思わせるような土石流が発生するんじゃないかと、こんな心配をしております。しゅんせつして機能強化でいいわけでご

ざいですが、もう一つ上に堰堤を入れるような要望も計画に入れてもいいんじゃないかと思っておりますけれども、この点についてはどのようにお考えですか。

○産業振興課長

今おっしゃられたことについてでありますけれども、今、県のほうで測量設計をやっている段階でありますので、その結果を見て、必要性があれば、こちらのほうも要望を行っていくというようなことにさせていただければと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

○8 番

(柳生 仁) ぜひとも安全対策をしっかりとお願いしたいと思っておりますけれども、堰堤でございますけれども、前段申し上げました地球守のお話でございますけれども、昔の重力堰堤が何か地中環境を壊しているんじゃないかと、こんなことを言っております。今よく言われているのは、鋼製堰堤って言って、材木だけは受け止めますよ、水は流しますよっていう堰堤、あぁいった仕組みが大昔から受け継がれた砂防堰堤にはございますけれども、そういったものをこれから検討していくことが大事じゃないかなと、こんなふう聞いておりますので、よろしく願いします。

次に、防災士の養成をっていうことで質問しますけれども、村には、現在、防災士が9名ほどいますけれども、防災士については、交通防災係から話がありまして、私は、今年の2月でございますけれども、松本大学で2日間の講義を受けて防災士の資格を取得し現在に至っておりますけれども、残念ながら全く行動に至っておりません。お恥ずかしい状況でございます。

11月16日、男女共同参画で避難所開設について防災ネットワークしもすわ会長、高橋さんの講演があり、そこで防災士の必要性をより強く感じました。村長も必要性を理解し、お礼の言葉を述べておられました。

防災士の受講には、男女とか年齢とかに関わらず、誰でも受講ができます。すぐにはできないかもしれませんが、少しずつ増やし、各地区少なくとも2名くらいの防災士がいてもよいのではないかと考えております。防災士がおったから何かができるっていうわけではありませんけど、まず、そう思っております。

下諏訪町では、新聞、広報等で住民に呼びかけ、かなりの反響があり、申込者約50名が受講心得や事前学習の問題点や質疑応答を実施して、松本大学で2日間の講習を受け、現在101名が資格取得したとあります。

安全・安心な村づくりについて、防災士養成についてはどのように考えているか。

また、年1回くらいは防災士を集めて学習会を開催してはいかがかと思っておりますが、村長の考えをお聞きします。

○総務課長

ちょっと私のほうから回答させていただきます。

お話にありました防災ネットワークしもすわのことにつきましては、自主防災のあるべき姿を見た思いであるという参加者の皆さんの御発言もありまして、大変感銘を受けたというふうにお聞きをしておるところでございます。

お話にありますように、いずれは各地に防災士の方がいるような状況になれば大変ありがたいかなあと村としても思っております。

村としましては、毎年2人ぐらいは防災士の育成をしたいというふうにお考えを

ます。2人を決して上限と考えているわけではございませんが、現状は、こちらからお声がけをして受講者を見つけているという状況でありますので、これくらいが現実的な数というふうに捉えているところでございます。

ただ、これまで広く呼びかけをするということがちょっと弱かったというふうに思いますので、そんな点は積極的に取り組んでまいりたいと思います。

本年度も、松本大学、これは県内で唯一の研修機関になりますけれども、そちらで講座あるいは試験が行われるということでもありますので、ぜひ多くの方に参加いただけるように広報してまいりたいというふうに思います。

下諏訪町との人口比で考えますと、当村でも呼びかけたら10人ほど手が挙がると大変ありがたいということだと思いますが、そのためには、いわゆる防災士という資格とか役割についてももう少しPRが必要な状況ではないかというふうに思っております。もし呼びかけに多くの方が応えていただけるようであれば、予算的なことは検討してまいりたいというふうに思います。

それから、学習会の件であります、どのような資格でありまして時代とともにアップデートというものは必要でありますので、防災士の皆さんが一定程度、十数名規模のようなふうになれば、村としても開催を検討する必要があるかなあというふうに思っております。まずは、村内防災士の皆さんの連絡会というものを開催してまいりたいというふうに思います。

また、村内の有資格者の皆さんを対象にしたスキルアップ講座というものも行われておりますし、自主防災のリーダー研修といったものもあります。残念ながらコロナの関係でなかなか思うように開催ができませんけれども、そういった機会を捉えて参加を促してまいりたいというふうに思っております。

○8 番 (柳生 仁) 今、総務課長のほうからやや聞きづらい声で、うまくは聞けませんでしたけど、年に2人くらいは養成したいという話でございましたけども、下諏訪町のように村民に呼びかけてもいいんじゃないかと、広報の中へチラシを入れていく、広報の中に折り込むとかありますけども、そして、関心のある方に防災士の受講をしてもらって、共に村の防災についてしっかり学び、少なくとも災害を少しでも軽減したり、起きた場合にどうするかということ学ぶことが重要と思っておりますけども、もう一度、2人じゃなくて、呼びかけてみる仕組みは考えられないかお聞きします。

○総務課長 改めて申し上げますが、ぜひ広く参加を呼びかけてまいりたいというふうに思いますので、そのためには、まず防災士というものの資格、役割も含めましてPRをしながら、広く呼びかけをしてまいりたいと思います。

○8 番 (柳生 仁) ぜひ、令和3年度に向けて呼びかけて、来年の2月頃またあるかと思っておりますけども、それに間に合うように取り組んでいただければと思っております。

また、防災士がある程度増えたら、まず、防災士そのものも勉強しないと、1回講義を受けて資格をもらっただけでは、なかなか次のステップに防災士も進めないのが現状かなあと思っておりますので、その点もお願いしたいと思っております。

次に、地区防災訓練についてでございますけども、毎年、各地区で防災訓練を行っておりますが、また社協主催のボランティアセンター立ち上げ訓練も行われてきました。今年は、今までと違って、形を変えて訓練が行われました。集落ごとの防災訓練は大変重要ですが、より実践に近い防災訓練が必要と思っております。

私たちの集落では、毎年、防災の日に朝1時間くらいで訓練をしていますが、村では来年も各集落の防災訓練をより丁寧に行っていくと聞いております。その場所に防災士も交えて訓練が行われれば、防災士の訓練にもなり、より防災についての認識が高まると思いますが、村の令和3年度の地区の防砂訓練の様子と防災士も交えた訓練の様子をお聞きします。

○総務課長 まず、令和3年度の各地区の防災訓練の在り方についてであります、コロナの状況も見通せない中で、具体的な方向性を現在はまだお示しできるような状況にはございません。それを踏まえましてありますが、現在、防災士の皆さんも一住民として地区の防災訓練には参加をしていただいていると思っておりますけれども、さらに、いわゆる防災士という資格といいますか、立場で訓練の企画段階から関わっていただければ、非常に訓練の実が上がるのではないかというふうに思っております。

防災士の皆さんが加わった訓練の姿につきまして、村が統一的なメニューを示すということは、それぞれの地区事情も、あるいは防災士の方の経験等々からもありますので、今は難しい状況と思っておりますが、先ほどの質問とも重複しますが、まずは防災士というものの存在を地区の中で認知してもらうということからではないかというふうに思っております。重複になりますけれども、防災士という資格、役割について、やはり地域の認知度が高まりますと、防災士の方にも、あるいは地域住民の皆さんにも、共に効果が上がる訓練ができるものと期待をいたしますので、当面、村はそちらに力を入れてまいりたいと思います。

○8 番 (柳生 仁) 来年の計画は、まだ立てられないということでございますけども、ぜひ、より実のある訓練と、防災士の資格を持っている者も参加して、まず自らも磨きをかけるっていうことの重要性を思っております。

私は、講義の中で一番最終日に行った避難、実際に自分で集落を歩いてきて、集会所へ来るのにどこに危険箇所があるかっていうことを、歩いて目視でもって、昔ここは山崩れがあったよなあとか、そういったのを見て、それから集会所へ来てほしいと、そうすることによって実際の災害っていうものの怖さが分かってくると、こんな話があり、それは紙面上でございましたけども、どこが危険かっていうことを印して訓練をしてきました。

ぜひとも、地区の防災訓練におきまして時間をかけて、難しいかもしれませんが、半日くらいかけるつもりでしっかりやっていくことによって地区の防災訓練、避難訓練がより実践に近いものができるんじゃないかと思っております。ぜひとも令和3年度以降の訓練においては、村のほうとしてもしっかりアドバイスいただきながら、地域防災に役立つ仕組みを考えていただきたいと思っております。

以上でもって災害に強い村づくりについての質問を終わります。

○議長 | これで柳生仁議員の一般質問を終わります。
以上で本日の日程は全部終了しました。
本日は、これにて散会といたします。
お疲れさまでございました。

○事務局長 | 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)
[午後 3 時 5 0 分 散会]